平成２９年度

中央区行政評価

平成２９年１２月

中　　央　　区

目　　次

１．行政評価の目的と進め方……1

２．平成 29 年度行政評価結果概要……4

３．施策評価シート……5
保健医療
【1】母と子の健康の確保・増進……6
【2】健康増進……8
【3】健康危機管理対策の推進……10
障害者福祉
【4】地域生活支援サービスの充実……12
【5】社会的自立と社会参加の推進……14
【6】地域の理解と交流の推進……16
高齢者福祉
【7】健康づくりの推進……18
【8】生きがいづくり・社会参加の促進……20
【9】地域ケアの総合的な推進……22
生活保護・援護
【10】生活の安定……24
【11】自立の促進……26
生活衛生
【12】環境衛生の向上……28
【13】食品衛生の向上……30
【14】医事・薬事の安全対策……32
【15】動物愛護の推進……34
子育て支援
【16】保育・育成環境の充実……36
【17】活動の場・機会の充実……38
【18】ひとり親家庭の自立支援……40
福祉のまちづくり
【19】ユニバーサルデザインの環境づくり……42
【20】地域の支え合いによる安全・安心に暮らせる環境づくり……44
男女共同参画
【21】男女の人権が尊重される社会の形成……46
【22】多様な生き方を認め合い、支えあう基盤づくりの促進……48
【23】さまざまな場への参画の促進……50
【24】男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実……52
住宅・住環境
【25】良質な住まいづくりの支援……54
【26】誰もが安心して暮らせる住まいづくりの促進……56
公園・緑地・水辺
【27】公園・児童遊園等の整備・充実……58
【28】水と緑のネットワークの形成……60
【29】安全・快適な水辺環境の整備・充実……62
【30】緑化の普及・啓発……64

消費生活
【31】「かしこい消費者」の育成……66
【32】消費生活の安定……68
環境保全
【33】地球にやさしいまちづくりの推進……70
【34】快適で美しいまちづくりの推進……72
循環型社会
【35】環境に対する意識啓発と発生抑制の促進……74
【36】多様なリサイクルシステムの推進……76
【37】地域特性に応じた清掃・リサイクル事業の推進……78
道路・交通
【38】安全・安心でスムーズなみちづくり……80
【39】環境に配慮した美しいみちづくり……82
【40】災害に強いみちづくり……84
【41】公共交通の整備促進……86
防災・危機管理
【42】地域防災体制の充実・強化……88
【43】地域特性を踏まえた防災対策の充実……90
【44】犯罪に強いまちづくりの推進……92
【45】健康危機管理対策の推進　＜【3】10 ページに掲載＞
地域整備
【46】良好なまちづくり……94
【47】地域の個性を生かしたまちづくりと美しい都市景観の形成……96
商店街振興
【48】商店街の活性化……98
産業振興
【49】企業活動の活性化と経営の支援……100
【50】雇用・就労・勤労者福祉の充実……102
観光
【51】都心の魅力を生かした都市観光の推進……104
【52】観光行事等の開催・支援……106
家庭教育への支援・青少年健全育成
【53】家庭の教育力の向上……108
【54】健全育成活動の推進……110
学校教育
【55】「生きる力」を中心とした質の高い教育の展開……112
【56】「学校力」の強化と教育環境の充実による魅力ある学校づくり……114
生涯学習・スポーツ
【57】生涯を通じた学習活動の推進……116
【58】生涯スポーツの推進……118
【59】図書館サービスの推進……120
コミュニティ
【60】コミュニティ活動の支援……122
【61】ふれあいと交流の機会づくり……124
【62】協働の推進……126
文化振興
【63】区民の文化活動の振興……128
【64】歴史的・文化的遺産の保存・活用……130

国際・地域間交流
【65】区民の国際交流の推進・・・132
【66】区民の地域間交流の推進・・134
平和
【67】平和意識の普及・啓発・・・136
【68】区民の国際交流の推進　＜【65】132 ページに掲載＞

（注）施策評価シートに記載している番号（施策Ｎｏ）は、中央区基本計画 2013 の施策番号に対応しています。

１．行政評価の目的と進め方

（１）背景と目的

本区の人口は平成 18 年に「定住人口 10 万」を達成した以後も力強く増え続け、平成 29 年 1 月には 15 万人を突破しました。この人口増加による活気とにぎわいを地域にしっかりと定着させるために、子育て・教育施策の充実、高齢者がいきいきと活躍できる「70 歳就労社会」の実現、災害に強い安全・安心なまちづくりなどの課題解決に向けた取組を進めているところです。一方で、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、本区の行政需要はますます多様化していくことが想定され、これまで以上に効果的・効率的な行財政運営が強く求められています。

本区では、成果を重視した質の高い区政運営を実現するとともに、区民に対する説明責任を果たしていくために、行政評価を実施しています。今年度は、「中央区基本計画 2013」で掲げた目標達成に向け、計画の進捗状況を把握するための「施策評価」を行い、施策や事業の実施状況の確認、課題の整理に加え、今後の方向性を明らかにしました。

なお、事務事業評価については、平成 20 年度から 24 年度までの 5 カ年で 500 事業を実施し、さらに重点的に取り組むべき事業として、25 年度・26 年度の 2 カ年で 45 事業を実施してきましたが、本区を取り巻く社会経済情勢が大きく変容する中、新たな基本計画の策定に着手していることから当面休止し、新たな将来像のもとで新公会計制度も活用した評価方法を構築していきます。

今後とも、計画・評価・予算が一体となったＰＤＣＡサイクルを推進し、区民サービスのさらなる向上を目指していきます。

【中央区のマネジメントサイクル】

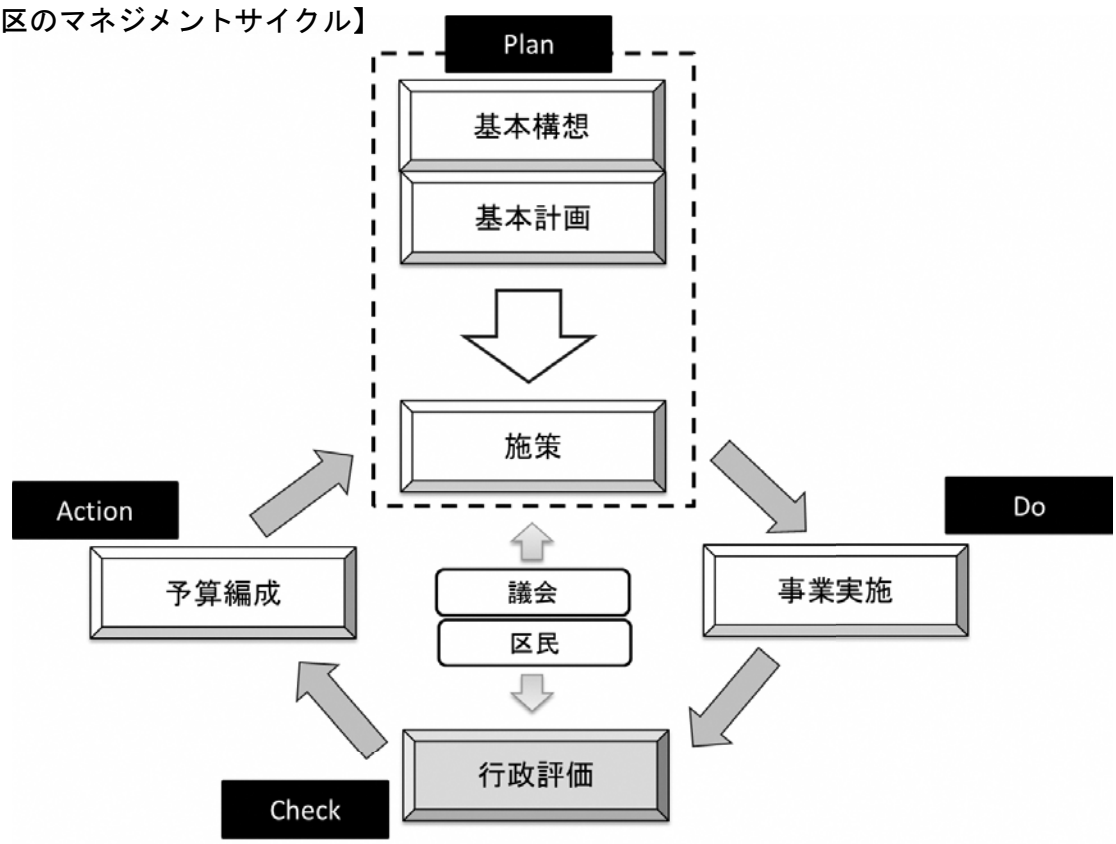

（２）行政評価の進め方

各所管部局自らが評価を実施した後、企画部と各所管部局との意見交換・調整を経て、企画部による評価を実施し、行政改革推進本部（本部長：区長）に評価結果を報告しました。

また、平成 25 年度から評価スケジュールの見直しを行い、区議会における審議等を新年度の予算編成に反映させるよう、行政評価結果を決算特別委員会の参考資料として提出しています。

さらに、区民の皆さまから頂いたご意見も参考に、次年度の予算編成や評価方法の改善などを進めていきます。

【進め方】

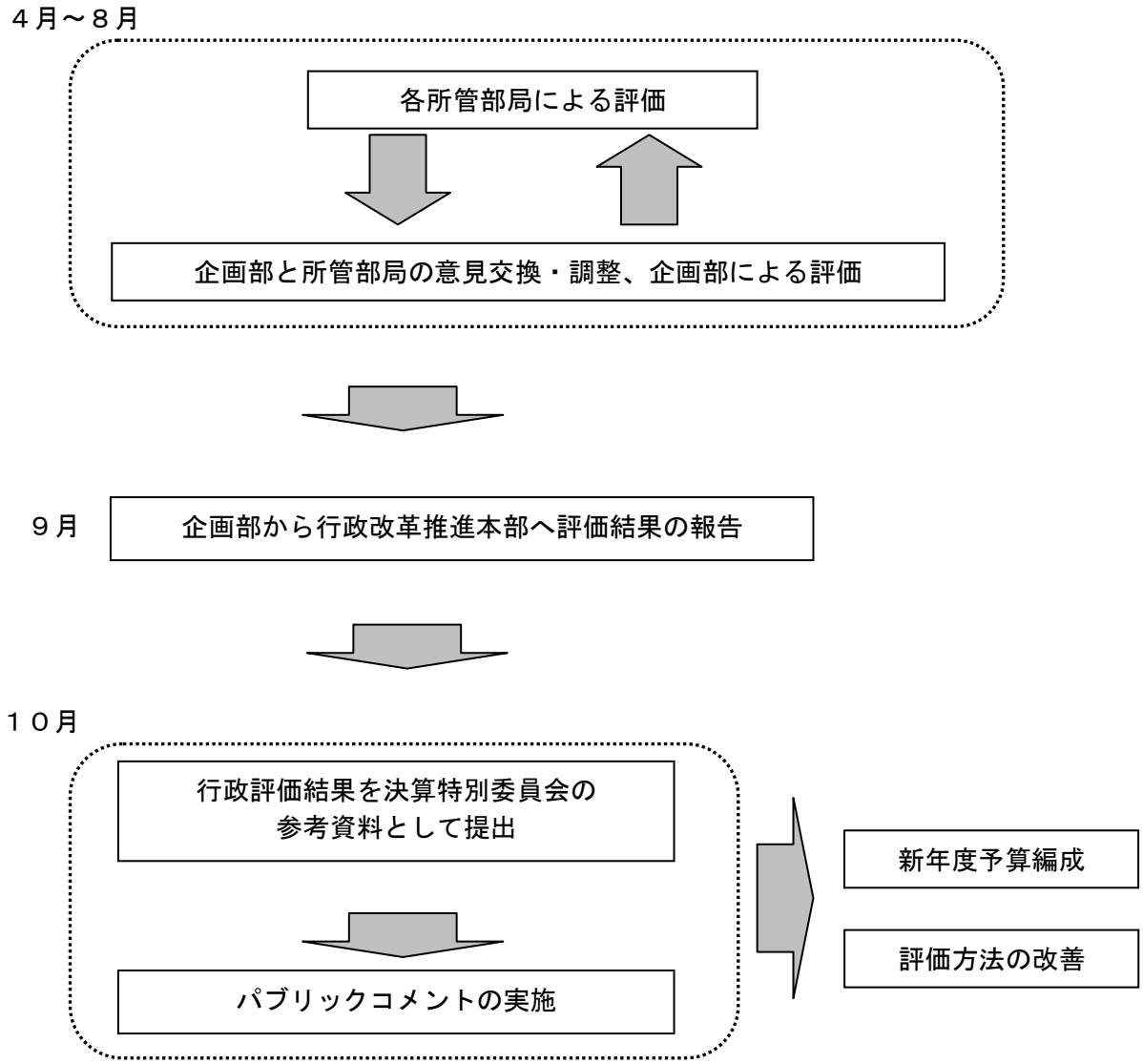

【行政改革推進本部】

構成員

本部長	区長
副本部長	総務部を担任する副区長
本部員	環境土木部及び都市整備部を担任する副区長
	教育長
	企画部長
	総務部長
	総務部防災危機管理室長
	区民部長
	福祉保健部長
	福祉保健部高齢者施策推進室長
	中央区保健所長
	環境土木部長
	都市整備部長
	会計管理者
	教育委員会事務局次長
	監査事務局長
幹事	政策企画課長
	企画部副参事（都心再生・計画担当）
	財政課長
	総務課長
	職員課長
	教育委員会事務局庶務課長

２．平成 29 年度行政評価結果概要

施策評価

施策評価については、基本計画 2013 に基づく 66 施策（再掲の２施策除く）を対象に実施しました。また、評価にあたっては、計画事業等の進行管理を主眼に施策の達成状況や課題等を把握した上で、施策目的を実現するための方向性を検討し、施策評価結果としました。

＜評価内容＞

○施策の状況

・基本計画 2013 に位置付けられた計画事業について、平成 28 年度の主な実施状況と成果を確認
・計画事業以外で施策の目的達成のために実施している取組と成果を確認
・施策の達成状況の目標となる指標の数値や推移を把握
・必要に応じ、指標以外の客観的データ等から取組の成果を確認

○施策の評価と課題

・施策・事業の取組状況や成果、指標の推移等を踏まえ、施策の達成状況を確認するとともに、判断理由について整理
・施策の達成状況を踏まえ、施策の目的達成のために解決しなければならない課題を整理

○今後の方向性

・社会経済状況、国・東京都の動向、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた課題等を踏まえ、今後の施策の方向性を明示

３．施策評価シート

５ページ以降に、施策評価シート（66 施策）の評価結果を示します。
なお、施策評価結果の内訳は、次のとおりです。

判　断　結　果	施策数
順　調	３４
概ね順調	３２
順調とはいえない	０
合計	６６

施　策　評　価

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	母と子の健康の確保・増進	施策No	1	部課名	福祉保健部健康推進課
関連部課名	日本橋保健センター、月島保健センター			基本計画（施策分野）	保健医療
目的	妊娠期から幼児期までのきめ細かで一貫した母子の健康支援体制のもと、出産・育児に対する不安が軽減され、安心して子育てできる環境が整っている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	母子のこころとからだの健康づくりの推進	継続	・新生児状況把握　延べ 7,513人 ・1歳6カ月児状況把握　延べ 7,254人 ・3歳児状況把握　延べ 6,452人	新生児や1歳6カ月児、3歳児の母子の状況把握等により、育児不安の解消を図った。 ・新生児状況把握　2,022人 ・1歳6カ月児の状況把握　1,928人 ・3歳児の状況把握　1,625人

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	妊婦健康診査	妊婦の健康管理、乳児の死亡率の低下、流産死産の防止および障害の早期発見のため、医療機関への委託により、妊娠中14回の健康診査を実施するとともに、費用の一部助成および超音波検査を実施し、妊婦の健康支援を図った。（妊婦健康診査受診者数 延べ22,402人、超音波検査受診者数1,848人）
	乳幼児健康診査	乳幼児の成長・発達の状態を判断し、健全な育成を図っていくため健康診査を実施するとともに、健康上問題のある場合は早期に治療を受けるよう指導を行い、乳幼児の健康支援を図った。（3～4カ月健康診査1,830人、1歳6カ月健康診査1,728人、3歳児健康診査1,429人）
	母子保健指導	妊婦等に妊娠・出産・育児知識の普及を図るため、パパママ教室とプレママ教室を開催した。パパママ教室については開催回数を年間21回から24回に増やしたことにより、参加者が増加（1,049人→1,116人）した。また、妊娠初期からの継続的な「孤育て予防」のための情報発信事業を実施し、より多くの子育て世代の不安解消を図った。
	要支援家庭への支援検討・連絡会	要支援家庭への支援検討・連絡会（4回実施）において、妊娠期から乳幼児期の要支援家庭の事例検討会を実施することにより、支援者のスクリーニング技術を高めるとともに、支援者と関係者相互の情報共有・連携強化を図った。
	子どもの事故防止対策	保健所・保健センターで実施している「赤ちゃんの歯の健康相談」をはじめ、各種乳幼児健診等さまざまな機会を捉え、月齢に応じた事故予防教育や事故予防パネルの掲示を行うなど、子どもの事故防止に係る保護者の意識向上を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	母子保健事業を通じた母子の状況把握	3～4カ月児までの母子の状況把握率	98.6%	99.9%	99.9%	100%	100%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○3～4カ月児までの母子の状況把握について、平成28年度の把握率は100%で、昨年度と同水準を維持している。 ○1歳6カ月児歯科健診および3歳児健診未受診者についての状況を把握するとともに、状況が把握できない子どもについて子ども家庭支援センターに相談通告を行うことで適切な対処ができている。 ○パパママ教室の開催回数を増やし、参加者が増加したことに加え、妊娠初期からの継続的な「孤育て予防」のための情報発信事業を実施し、より多くの子育て世代の不安解消を図った。 ○要支援家庭への支援検討・連絡会において、要支援母子の事例検討を実施することにより、支援者のスクリーニング技術の向上や、支援者および関係者相互の連携強化を図ることができた。 ○要支援妊婦（特定妊婦）をより確実に把握していくためのアセスメント体制や要支援妊婦や母子に対する支援体制の充実を図るにあたり、保健所・保健センター担当者によるPTで検討を行うなど、着実に準備を進めることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○乳幼児の親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭、虐待や発達障害等の把握を徹底するため、新生児等訪問指導、1歳6カ月児歯科健診および3歳児健診未受診者対応を引き続き強化していく必要がある。 ○出産や育児に対する不安の解消に向け、子育ての正しい知識と事故防止に関する情報提供・発信に向けた取組をさらに推進していく必要がある。 ○出産や子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を未然に防止するため、子育て家庭に対する妊娠期からの支援に向けた取組を強化する必要がある。

4 今後の方向性

○3～4カ月児までの母子の状況把握、1歳6カ月児歯科健診および3歳児健診未受診者の状況把握を引き続き徹底し、関係機関との情報共有・連携をより強化しながら、親のメンタルヘルスや子育てに課題のある家庭、虐待が疑われる家庭のケースに沿った早期からの支援につなげていく。
○子育ての正しい知識や事故防止に関する情報提供を徹底するため、妊娠初期からの継続的な「孤育て予防」のための情報発信事業を実施することにより、妊婦や出産後の母親、妊婦の夫に対する効果的な情報提供・発信を行い、育児不安の軽減を図っていく。
○利用者支援事業（母子保健型）や産後ケア（宿泊型）事業を実施し、要支援妊婦や母子に対する支援体制の充実を図ることにより、出産や子育てに関する不安を軽減し、妊産婦等の心身の不調を未然に防止していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	健康増進	施策No	2	部課名	福祉保健部管理課
関連部課名	健康推進課、日本橋保健センター、月島保健センター			基本計画（施策分野）	保健医療
目的	○区民が自らの健康に関心を持ち、生活習慣病予防に対する正しい知識や、主体的な健康づくりに向けた意識が浸透している。 ○子どもの頃からの正しい食習慣や、食を通じた豊かな人間性をはぐくむ意識が浸透している。 ○自らのこころの不調に早期に気づき対応できる知識が浸透するとともに、身近にいる人の不調に気づき相談につなげる環境が整っている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	若年からの生涯を通じた健康づくりの推進	継続	・各種健康診査の実施 ・特定健診前の健康診査・健康教育の実施	特定健康診査・各種がん検診の受診率は微減で乳がんのみ受診率が微増であった。成人歯科健康診査・高齢者歯科健康診査の受診者数・受診率は、いずれも前年度を上回った。 特定健康診査前の健康診査・健康教育の受診者数は前年度を上回り（平成27年度481人、平成28年度483人）、受講後のアンケートにおいて参加者の99％以上から今後の生活習慣病予防に関する取組実践について意欲的な回答を得ることができた。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	大腸がん検診精密検査未受診者勧奨・意識調査	平成27年度に大腸がん検診を受診した方のうち、要精密検査と判断されているが精密検査結果の把握ができていない方に受診勧奨を行った。併せて、アンケートを行い、精密検査の受診状況や結果、未受診の理由等を把握することができた。（879人対象、405人回答、173人精密検査の結果把握）
	ブーケまつりにおける健診の普及啓発	特定健康診査・がん検診・歯科健康診査の受診勧奨のため、ブーケまつりに参加した。血管年齢測定を実施し、自身の体を知ってもらうとともに、国保連合会の保健師が測定結果をわかりやすく説明することで、受診勧奨につなげることができた。その他、大腸がんクイズ・がん知識クイズ、乳癌触診モデルを触ってもらい、がんの普及啓発も行った。（2日間、延べ208人）
	健診（検診）の受診再勧奨	受診率向上のため、個別通知を行うほか、未受診の方へ再勧奨を行った。再勧奨後の受診率は、特定健診が前年度37.8%から37.0%へ、特定保健指導が7.8%から7.2%へ、乳がん検診が23.1%から23.9%へ、子宮がん検診が24.8%から24.2%と、ほぼ前年度と同様の受診率を維持し、特にがん検診は特別区中では高い受診率を保持できた。
	ライフステージに応じた食育の推進	日常生活の基盤である家庭において、子どもへの食育の推進を図るため、引き続き、6月の「共食推進運動強化月間」、9月の「食べよう野菜350（ｻﾝ・ｺﾞｰ・ﾏﾙ）運動強化月間」に取り組んだ。28年度からは新たに11月を「噛ミング30（ｶﾐﾝｸﾞｻﾝﾏﾙ）運動強化月間」と位置づけ、よく噛んで味わって食べる習慣の定着に向けた取組を充実させた。さらに、健康的な食生活の実践に繋げるため、区のホームページ「食育ガイド」を活用して料理情報の充実を図り、中でもレシピ集のアクセス数は、月平均で前年より44.5％増加の529件だった。
	自殺対策	在住・在勤者に対して、東京都自殺予防月間や健康福祉まつり等での普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー養成講座を新たに区職員向けにも実施し、自殺の危険を示すサインに気づける人材の幅広い育成に努めた。（3回、参加者78人）また、自殺未遂者実態調査の結果報告を踏まえ、自殺リスクの高い集団を対象とした選択的予防介入の一つとして、区内薬局薬剤師との連携による過量服薬抑止のための普及啓発等を実施した。
	産前産後歯科健康診査	歯周病のリスクが高まる産前・産後の母親への歯科健康診査においては、平成23年度第4四半期から受診勧奨ちらしを配付・発送するなど周知の充実を図ってきた。その結果、産前歯科健康診査において平成22年度に29.6％であった受診率を、平成23年度以降は30％を上回る水準とすることができ、より多くの妊婦の健康増進につなげることができた。（平成28年度32.2％）

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	健康診査を受けていない人の割合	中央区政世論調査による健康診査未受診者数	24.2%	18.7%	17.2%	17.8%	20.5%

客観的事実・データに基づいた施策の現状等

【主要な健診等受診率の状況】

	（平成24年度）	（平成25年度）	（平成26年度）	（平成27年度）	（平成28年度）
特定健康診査	35.9%	36.6%	37.4%	37.8%	37.0%
胃がん検診	12.6%	12.6%	12.2%	12.0%	10.7%
肺がん検診	23.8%	24.1%	23.5%	23.1%	21.7%
大腸がん検診	22.0%	22.1%	21.6%	21.5%	20.2%

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○指標である健康診査未受診者数の割合が平成26年度から3年連続目標数値を達成しており、区民の主体的な健康づくりに向けた意識の向上が図られている。 ○特定健康診査・がん検診等については、国の指針に加え、区独自で検査項目を充実させたり、対象者を拡大して実施している。がん検診の受診率は特別区中で上位に位置しているほか、精密検査未受診者の再勧奨と結果把握を行っており、がん検診の質の向上を図ることができた。また、65歳以上を対象に生活機能評価を健康診査と同時に実施し、介護予防も含めた健康増進を図ることができた。 ○歯科健康診査については、20歳、25歳を対象とし、若年からの歯周病の予防指導のほか、30歳から70歳までの偶数歳を対象とした受診機会を確保し、受診者数や受診率も微増するなど歯周病の早期発見と予防指導を行うことができた。また、72歳、74歳以上を対象とした高齢者歯科健康診査を実施し、口腔機能の維持・向上とかかりつけ歯科医の定着促進を図ることができた。 ○特定健康診査前の健康診査については、受診者数が前年度を上回り、受診・受講後のアンケートにおいて参加者の99%以上から今後の生活習慣病予防に関する取組実践について意欲的な回答が得られるなど、若年からの健康づくりに関する意識向上を図ることができた。 ○食育に関する取組を充実し、レシピ集のアクセス数が増加するなど、区民の食育への意識向上が図られている。 ○気づける人材を育成するため、自殺のリスクのある区民に対応する機会の多い区職員や理美容業者を対象とする講座を実施するなど、合計で78人を育成した。
施策の目的達成に向けての課題		○がん検診は精密検査の未把握率が高いので、精密検査の受診勧奨を医療機関の協力を得ながら進め、精密検査の受診率向上や結果把握を図り、がん検診の質をより一層高める必要がある。 ○壮年期に進行する歯周病の予防や早期発見・早期治療を推進するため、とりわけ若年層の意識向上に取り組むとともに、高齢者の死亡事故1位である窒息の防止や誤えん性肺炎予防・介護予防のためにもさらなる啓発の充実を図る必要がある。 ○特定健康診査前の若年から健康づくりへの関心を高めるとともに、区民一人一人の主体的な生活習慣病予防の取組を促進するため、さらなる意識の向上を図っていく必要がある。 ○生活習慣病予防において、食習慣に関する正しい知識の普及啓発を進めていく必要がある。とりわけ、幼い頃からの「食育」に関する取組を推進していく必要がある。 ○自殺者数のさらなる減少に向け、自らのこころの不調に早期に気づき対応できる知識を浸透させるとともに、身近にいる人の不調に気づき、相談につなげる環境を構築していく必要がある。

4 今後の方向性

○未受診者の意識調査の分析結果から、健診事業、受診の重要性に加え、健診が無料であること、待ち時間の目安を伝えるなど周知の工夫を図り、さまざまな啓発の機会を活用して普及啓発に努めていく。さらに関係機関との連携のもと受診しやすい環境を整え、受診率向上につなげていく。また、がん検診の精度を高めるため、精密検査受診状況や結果の把握を高める方策を検討していく。
○歯科健康診査については、若年層の受診率向上、また、歯の喪失防止や口腔機能の維持・向上に関する正しい知識の普及啓発に向けた方策について、関係機関との連携のもと充実を図っていく。
○特定健康診査前の健康診査について、「30・35健康チェック」を引き続き実施するほか、受診促進のため、普及啓発のさらなる充実を検討していく。
○ライフステージに応じた食育の推進については、引き続き学校・保育園と連携しながら、「中央区健康・食育プラン2013」に基づき、“共食推進運動”“食べよう野菜350運動”“噛ミング30運動”を効果的に普及啓発できるよう充実を図っていく。
○自殺対策については、ゲートキーパー養成講座や区内薬局薬剤師との連携等に引き続き取り組むとともに、新たな普及啓発方法についても検討を行っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	健康危機管理対策の推進	施策No	3・45	部課名	福祉保健部健康推進課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	保健医療
目的	○区民が感染症に対する正しい知識をもち、流行状況に応じた予防や対応を講じることができている。 ○新型インフルエンザや同様の危険性を持つ新興感染症や再興感染症の発生時に、感染の拡大を最小限に抑え、区民の命と健康を守る体制が整っている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	新型インフルエンザ対策	聖路加国際病院、民間救急事業者等と共同して、新型インフルエンザ患者発生時対応訓練を実施した。新型インフルエンザ発生早期における患者対応について、前年度訓練の反省を踏まえ、各機関の役割や動きを検証したことにより、一連の対応を円滑かつ安全に行うための課題が明確となったことに加え、区と関係機関との情報連携を高めることができた。
	先天性風しん症候群対策 風しん抗体検査および予防接種費用助成	19歳以上の妊娠を予定または希望している女性とその同居者、抗体価が十分ではない妊婦の同居者を対象に抗体検査費用の全額助成を実施するとともに、抗体価が十分でなかった方への風しん含有ワクチン接種費用の全額助成を実施した。平成28年度においては延べ906人へ費用助成を行い、感染症予防の推進を図った。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）任意予防接種費用助成	満1歳以上小学校就学前年度までの幼児を対象に、流行性耳下腺炎ワクチン接種費用の一部助成（2回・各4,000円）を実施した。その結果、延べ2,901人へ費用助成を行い、感染症予防の推進を図った。
	かんたん予防接種スケジュールによる情報提供	乳幼児の保護者を対象に、スマートフォン等を利用して一人一人に合わせた予防接種スケジュールを自動で作成し、接種日が近づくとメールでお知らせするサービスを実施している。平成28年度においては延べ2,051人の登録があり、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○聖路加国際病院、民間救急事業者等と共同して、新型インフルエンザ患者発生時対応訓練を実施し、区と関係機関との情報連携が高まるなど区が実施する対策をより強化することができた。 ○風しん等の流行中の感染症を中心に正しい知識や予防・対処方法に係る普及啓発を行った。また、感染力の強い麻しんについて学校や保育園と連携を図り、チラシ等を用いて予防接種の接種勧奨を行った。 ○先天性風しん症候群の発生予防のため先天性風しん症候群対策風しん抗体検査およびワクチン接種費用助成を行い、感染症発生の抑制を図った。 ○予防接種スケジュールの自動作成や接種日に勧奨等のメールを配信するサービスを実施し、接種忘れの防止や乳幼児の保護者の負担軽減を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、新型インフルエンザ発生に備えた適切な保健医療体制を構築していく必要がある。 ○感染症予防のため、予防接種法等に基づく予防接種を着実に実施していくほか、感染症流行時における対応を迅速かつ適切に実施していく必要がある。

4 今後の方向性

○中央区新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて、東京都や区内医療機関等と協力・連携を図りながら、相談体制や医療体制の強化を進めていく。また、区民に対する正しい知識と感染予防策に関する普及啓発を引き続き推進していく。
○感染症の流行時においては、感染予防に係る普及啓発のほか関係機関との緊密な連携のもと、迅速かつ的確な対応を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	地域生活支援サービスの充実	施策No	4	部課名	福祉保健部障害者福祉課
関連部課名	福祉保健部　福祉センター			基本計画（施策分野）	障害者福祉
目的	○生活全般に及ぶサービスを調整するケアマネジメント体制が整備され、充実した相談支援が受けられる環境が整っている。 ○訪問系サービス・日中活動系サービスおよび居宅系サービスなど障害種別にかかわらず地域生活を支援するためのサービスを受けることができる環境ができている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	基幹相談支援センターの整備	新規	基幹相談支援センターの整備 1カ所	さまざまな機会を通じて基幹相談支援センターの周知を図るとともに、特定相談および障害児相談支援事業所との連絡会、ケース検討会等を開催し、事業所間の連携強化と相談支援スキルの向上につながった。
	子ども発達支援センター（仮称）の整備	新規	子ども発達支援センター（仮称）の整備 1カ所	○福祉センターに新たに教育コーディネーターを配置し、教育機関との連携を強化した。 ○自立支援協議会「子ども発達支援のあり方検討部会」で検討してきた「育ちのサポートカルテ」のテストランを実施した。（18名） ○子ども発達支援センター(仮称)の開設に伴う福祉センター改修工事の基本設計・実施設計を行った。 開設予定日：平成30年4月2日

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	中央区障害福祉計画の進捗状況等の評価	障害者総合支援法に基づく「第4期中央区障害福祉計画」（計画期間：平成27～29年度）の最終年度を迎えるにあたり、自立支援協議会で意見を聴取しながら、PDCAサイクルのマネジメント手法による計画の進捗状況等の評価を通じて今後の課題の抽出を行った。また、第5期の改定（平成29年度）に向けて、「障害者（児）実態調査」を実施し、区内の障害者（児）の実情の把握を行った。
	計画相談支援・障害者（児）相談支援の充実	平成29年3月末現在の障害福祉サービス受給者数に対する計画相談支援の実績は99.2%（前年度85.2%）となり堅調な伸びを示した。障害児通所サービス受給者数に対する障害児相談支援実績は、前年に続き100%を達成した。また、基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業者間の連携強化とスキルの向上が図られている。
	児童発達支援	福祉センターにおいて、発達に支援を要する児童に対して、生活習慣の習得を図り、保育園、幼稚園や学校における集団生活に適応できるよう、心身の発育を促し、基礎的自立能力を高めるための生活指導と機能訓練を実施した。（延べ利用者1,466人）
	放課後等デイサービス	福祉センターにおいて、区内在住の小学生から高校生までの障害児に対し、放課後や夏休み等における居場所の確保を図るため放課後等デイサービス事業を実施し、生活能力の向上のための訓練、社会との交流促進のための訓練等を継続的に提供した。（利用登録者46人、延べ利用者2,710人）
	保育園巡回相談等および保育所等訪問支援の実施	相談員が保育所等を訪問し、児童が集団生活に適応することができるよう職員に対し専門的な支援を行うとともに、必要に応じて支援の必要な児童を療育につなげた。（保育園巡回相談・通所児訪問　延べ465園、対象児数923人、保育所等訪問支援　利用者数6人、延べ訪問回数19回）

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	相談延べ人数	障害福祉関係の相談延べ人数	4,348人	5,425人	5,541人	5,842人	5,200人
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○居宅介護等の訪問系サービスの1カ月当たりの利用者数は、平成27年度の181人から、平成28年度は195人に増加している。また、施設入所支援、共同生活援助の居住系サービスの1カ月当たりの利用者数は、平成27年度の145人から平成28年度は146人に増加している。障害児通所サービスの1カ月当たりの利用者数は、平成27年度の116人から、平成28年度は166人に増加している。 ○基幹相談支援センターの相談件数は、平成26年度96件（事業開始後6カ月）であったが、平成27年度は521件、平成28年度は1,227件に増加している。					

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　　□ 概ね順調　　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○基幹相談支援センターについては、相談支援事業所との連携体制が確立してきていることから、相談支援事業所を通じた相談の機会が増えている。さらに、平成27年6月以降区内の障害者の障害支援区分認定調査の実績も積んでいることから、職員と障害者およびその家族との繋がりや信頼関係ができ、身近な相談機関として認知され、定着してきている。 ○子ども発達支援センター（仮称）の整備に向け、「中央区育ちのサポートシステム」を構築していくために、教育との検討・協議を実施し、「育ちのサポートカルテ」＝「個別の教育支援計画」と位置づけ、テストランを開始した。
施策の目的達成に向けての課題		○「第5期中央区障害福祉計画（第1期障害児福祉計画含む）」の策定にあたり、「障害者総合支援法」および「児童福祉法」の改正を踏まえ、障害者の地域生活の支援や、障害児支援ニーズの多様化等の新たな課題に対応する必要がある。 ○基幹相談支援センターにおいては、障害者個々の状況に応じたきめ細かな相談や困難ケースへの支援に対応し、今後も相談支援事業所のサービス等利用計画作成などのスキルを高めるとともに、事業所間のネットワークの強化を通じて地域全体の相談機能の向上を図っていくことが求められている。また、サービス等利用計画の作成や、モニタリングが着実に実施できる相談支援事業所の体制づくりへの支援が必要である。 ○子ども発達支援センター（仮称）の整備に向け、自立支援協議会「子ども発達支援のあり方検討部会」において、「中央区育ちのサポートシステム」を構築していくために、「育ちのサポートカルテ」の本格実施に向けて、より具体的な方策について検討が必要となっている。

4　今後の方向性

○「第4期中央区障害福祉計画」の進捗評価や「障害者（児）実態調査」結果に基づく現状分析と課題の抽出、また、計画に関する国の基本指針や「自立支援協議会」における専門的な意見を踏まえ、「第5期中央区障害福祉計画（第1期障害児福祉計画含む）」の策定（平成29年度）に取り組んでいく。
○計画相談支援に関心を寄せる区内のサービス事業所に、区ホームページや事業所説明会等の機会を捉えて積極的に指定申請方法の案内を行うなど、今後とも計画相談支援事業者の確保に努めるとともに、基幹相談支援センターが中心となり、情報の共有化や計画相談支援のさらなるスキルアップを図り、障害者（児）がその人に合った支援が受けられるよう、適切なサービス等利用計画作成と定期的モニタリングが実施できる体制づくりを進めていく。
○子ども発達支援センター（仮称）の整備に向け、「中央区育ちのサポートシステム」を構築していくために、保健・福祉・教育コーディネーターが中心となり、各関係機関との連携体制をさらに強化するとともに、「育ちのサポートカルテ」の運用開始に向け、要綱やマニュアル策定等、具体的な方策について協議を進める。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	社会的自立と社会参加の推進	施策No	5	部課名	福祉保健部障害者福祉課
関連部課名	福祉保健部　福祉センター			基本計画（施策分野）	障害者福祉
目的	○障害者グループホーム等の施設や日中活動などの支援体制が整備され、障害のある方が地域で充実した生活を送れている。 ○障害者就労支援の促進・強化が図られ、障害のある方が喜びと生きがいをもって働くことや社会参加ができている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	障害者グループホームの充実	継続	知的障害者グループホームの運営	知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」（入居定員6人）を運営し、生活の場の提供と日常生活の支援を行い、就労している知的障害者の地域での自立を促進した。
	民間障害者グループホームへの支援	継続	民間障害者グループホームへの支援　6事業所	知的障害者向け3事業所（定員計21人）、精神障害者向け2事業所（定員計14人）に対しグループホームの家賃助成等を行い、施設運営の安定化を支援することで、入居者の居住継続と社会的自立の促進を図った。
	成人支援機能の拡充	継続	・精神障害者地域活動支援センターの整備　1カ所 ・高次脳機能障害通所施設の整備　1カ所	精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」において、日中の居場所の提供や相談等の支援を通じ、精神障害のある方が地域で安心して暮らせる環境づくりを推進した。また、高次脳機能障害について、講演会や当事者および家族を対象にした交流会、関係機関・事業所等との連絡会の開催等を通じ、周知啓発を図り、活動の場の提供を行うとともに、必要な支援等実態の把握に努めた。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	障害者就労支援センターの運営	障害のある方の一般企業等への就労機会を広げるとともに、就労後も安心して働き続けられる環境を整えるため、「地域開発」「就労支援」「生活支援」の各専任のコーディネーターが相互に連携しながら就労および生活に関する相談や支援を行うことにより、自立と社会参加の促進が図られている。（平成28年度　登録者数198人、就労者数25人、相談延べ件数7,824件）
	中央区障害者就労支援事業所ネットワーク会議	障害者就労支援センターと区内の障害者就労支援事業所（13事業所）間の連係強化と情報共有等を図るためネットワーク会議を4回開催した。また、共同事業として定着してきた、障害者向け（「今から始める働く準備」、9月開催、84人参加）および企業向け（「企業から学ぶ障害者雇用の実際」、11月開催、104人参加）セミナーを通じて、障害者と事業者がそれぞれの立場から障害者就労に対する理解を深める機会となった。
	地域生活支援拠点等の整備	「第4期中央区障害福祉計画」（平成27年3月策定）の目標に位置づけた、障害者の「重度化・高齢化」や「親亡き後」を見据えて居住支援を行う「地域生活支援拠点」について、自立支援協議会の地域移行・地域定着部会において、既存施設や事業者等が分担して機能を担う面的整備型として整備することを提案した。

	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
指標等	精神障害者地域活動支援センターの利用登録者数	1日の利用登録者数	―	86人	86人	81人	40人
	福祉施設から企業等への就労移行者数	福祉施設利用者のうち企業等への就職者数（年間）	5人	5人	5人	10人	27人以上
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○障害者就労支援センターの登録者数は、平成27年度と同様に平成28年度も198人と横ばいであるが、就職者数は、平成27年度の16人から平成28年度は25人と増加している。また、働く障害者の集いの場事業「ニコニコドットコム」の年間累計参加者は、平成27年度の268人から平成28年度は284人と増加している。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	□ 順調　☑ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○障害者就労支援センターと区内の障害者就労支援事業所で構成するネットワーク会議の連携の強化と共同開催セミナーの内容充実が図られ、障害者就労に対する当事者および企業の理解が促進されている。 ○開設から3年半が経過した精神障害者地域活動支援センター「ポケット中央」については、事業への理解が深まり、潜在需要の掘り起しにつながっている。また、保健所から引き継いで3年目を迎えたデイケア事業は、外出や運動、ミニ講座等、特色ある効果的なプログラム構成となるよう工夫を図っている。
施策の目的達成に向けての課題		○障害者の自立に向けて地域生活を支援するため、グループホーム等の居住場所の安定的確保を図るとともに、本区にふさわしい「地域生活支援拠点」の整備に向けて、必要な機能や施設の確保等について検討を進める必要がある。 ○障害者のさらなる就労促進のため、障害のある方一人一人のニーズや適性・能力に応じたきめ細かな就労支援と事業者の障害者雇用に対する理解を深める取組が求められる。また、「障害者雇用促進法」改正により平成30年度から精神障害者が法定雇用率の算定対象となることから、障害者と事業者双方に対するさらなる支援の充実が必要である。 ○高次脳機能障害については、対象者を把握し必要なサービスにつなげていくことが必要である。とりわけ、福祉センターにおいては、日中活動の場の充実を通じて障害者の社会参加のさらなる推進を図るため、重度身体障害者および高次脳機能障害者の通所事業の充実を図る必要がある。

4 今後の方向性

○知的障害者グループホーム「フレンドハウス京橋」の運営のほか、社会福祉法人等が知的障害者や精神障害者のグループホームを円滑に運営できるよう継続して助成を行っていく。また、「地域生活支援拠点」については、「第5期障害福祉計画」改定にあたり国が示す「基本指針」や自立支援協議会における意見を踏まえ、整備検討を進めていく。
○「障害者就労支援センター」を通じて、今後も障害者の就労面と生活面、また職場定着に向けた支援を行うとともに、「障害者雇用促進法」改正を踏まえ、事業者の障害者雇用における合理的配慮や環境整備について助言を行うなど、障害者就労のさらなる促進を図るため就労支援を継続していく。
○重度身体障害者への対応については、サービスおよび事業内容の見直しによる支援体制の強化や施設改修による重度者の受け入れの拡充を図るとともに、高次脳機能障害者については必要なサービスの提供に向けた検討を引き続き行い、成人支援機能の充実を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	地域の理解と交流の推進	施策No	6	部課名	福祉保健部障害者福祉課
関連部課名	福祉保健部　福祉センター			基本計画（施策分野）	障害者福祉
目的	○障害のある方と地域住民とが楽しく触れ合えるような交流の機会が拡充し、障害者理解が深まることで、障害のある方が地域の中で安心して暮らし、すべての人々がお互いの人格と個性を尊重して支え合う地域社会が実現されている。 ○福祉施設等の場においてボランティアの受け入れを促進し、地域ぐるみで連携しながら、障害のある方への支援や障害を正しく理解する土壌が醸成されている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	障害者差別解消のための普及啓発	平成28年4月に施行された障害者差別解消法について、区役所1階でのパネル展示、講演会の開催、区独自のリーフレットの配布等を通じて広く区民への普及啓発を図った。また、区の職員が遵守する「職員対応要領(規程)」を策定し、法の概要とともに区のホームページに掲載した。さらに、「健康福祉まつり」では、ポスターやチラシに「スタート！！障害者差別解消法」の文言を掲載するとともに、展示等のコーナーを設け、区民の障害者に対する理解の促進につながった。
	健康福祉まつりの開催	地域で生活するすべての方々が、触れ合いや交流を通じて相互の理解と親睦をより一層深められるよう、「出会いと ふれあいと　感動と」をテーマに、健康福祉まつりを実施した。（来場者数約5,600人）
	障害者（児）日帰りレクリエーション等による社会参加の促進	障害者(児)とその家族等を対象とした日帰り旅行として、「横浜・八景島シーパラダイス」(身体障害者・精神障害者100人、知的障害児・身体障害児120人、それぞれ付添人含む)を訪れ、日頃レクリエーションの機会が少ない障害のある方の社会参加の促進と家族の慰労を図った。
	レインボーハウス明石なないろ祭の開催	施設および保護者会の主催による利用者の作品展示・販売、吹奏楽、和太鼓やエイサー（踊り）等のイベントを通じ、地域と施設の相互理解と交流を深めることができた。（来場者数約1,000人、雨天により館内のみで実施）
	障害者就労支援モザイク平板の制作・設置	福祉センター利用者による就労継続支援事業として、石、レンガ、瓦等の建築廃材を活用して制作したモザイク平板を新たに月島三丁目児童遊園内に設置し、障害者の自立の促進と、制作に携った障害者の仕事に対する意欲の向上を図った。
	障害者ヘルプカードの普及啓発	援助や配慮を必要とする方が身につける「ヘルプカード」、「ヘルプマーク」（4,000個作成）の配布場所を従来の障害者福祉課、福祉センターおよび保健所・保健センターに加え、平成29年3月から日本橋、月島両出張所に拡大した。また、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」のデザインをラッピングした江戸バスを運行し、広く区民へ普及啓発を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	健康福祉まつりの参加団体数	―	78団体	82団体	81団体	84団体	90団体
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　☐ 概ね順調　☐ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○健康福祉まつりに参加する団体数は増加し、毎回、多くの区民等が来場しており、障害のある方に対する地域の理解が深まり心のバリアフリーの促進が図られている。また、地域との交流等の目的で実施している「レインボーハウス明石ないろ祭」は13回目を迎え、障害者と施設への理解促進を図る地域イベントとして定着している。 ○「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の従来の配布場所に日本橋、月島両出張所を加え、必要とする障害者等により身近な地域で配布できるようになった。また、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」のデザインでラッピングした江戸バスの一年間の運行やホームページ等によるPR活動を展開し、区民や事業者の障害者理解と配慮行動の普及につながった。 ○障害者差別解消法の施行（平成28年4月1日施行）を踏まえ、区の職員が障害者に対して適切な対応を行うため、「職員対応要領」を定めるとともに、法の目的や内容を区民・事業者へ周知するため、普及啓発活動を展開し、共生社会の実現に向けた取組を進めた。
施策の目的達成に向けての課題		○障害のある方に対する理解を一層促進するため、地域との交流の機会を拡充するなど、心のバリアフリーのさらなる推進を図る必要がある。 ○「障害者差別解消法」が目指す共生社会の実現に向けて、「職員対応要領」に基づき、区の事務事業における障害を理由とする差別の解消を一層推進するとともに、区民や事業者に対し効果的な普及啓発を図っていく必要がある。

4 今後の方向性

○引き続き、健康福祉まつりをはじめとするイベント事業や区民に親しまれるモザイク平板の制作等を通じ、障害者と地域住民の交流を促進するとともに、「障害者サポートマニュアル」等を活用して、障害者理解を深め、区民が身近に行える支援方法について広めていく。
○障害者差別解消法の目的である、障害の有無にかかわりなく誰もが互いに人格と個性を尊重しながら支え合い安心して暮らせる共生社会の実現に向け、本区の事務事業における「不当な差別の禁止」と「合理的配慮の提供」に全職員を挙げて取り組むとともに、「ヘルプマーク」「ヘルプカード」や中央区版リーフレット「理解を深めよう障害者差別解消法」を活用して普及啓発を図るなど、区民や事業者に対しさまざまな周知活動を展開し、障害者に対する地域の理解を一層促進していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	健康づくりの推進	施策No	7	部課名	福祉保健部高齢者福祉課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	高齢者福祉
目的	生涯にわたり人生を楽しむことができるよう、高齢者一人ひとりが健康の大切さについて自覚し、健康づくりや体力の維持向上に努めている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	健康づくりの推進	継続	・健康づくり教室の充実 ・さわやか体操リーダーの育成・活用　50人 ・サークルの育成	介護予防プログラムとして、元気高齢者向けに「さわやか健康教室」、生活機能の低下がみられる高齢者向けに「はつらつ健康教室」、両者を対象とした1回完結型の「ゆうゆう講座」を実施した。また、さわやか体操リーダーの育成とこれに伴ういきいき館（敬老館）等での教室の拡充を図るほか、高齢者クラブへの派遣（8クラブ15回）の増加など、高齢者がより身近な場所で健康づくりに取り組める環境の整備を促進した。 ○教室・講座延べ参加者数 ・さわやか健康教室（トレーニングマシンコース）1,531人（計204回） ・はつらつ健康教室　2,481人（計288回） ・ゆうゆう講座　847人（計24回） ・さわやか体操リーダーによる体操教室　1,909人（計180回） ○さわやか体操リーダー育成　8人

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	出前はつらつ体験講座の実施	区民館等で座位でのストレッチや口腔ケア・脳トレ体操等が体験できる講座を開催（開催回数6回、延べ参加者数73人）し、健康づくりの普及啓発を図ることにより、主体的な健康活動や「はつらつ健康教室」への参加につなげることができた。
	介護予防事業対象者への働きかけ	要支援・要介護になるおそれのある高齢者（介護予防事業対象者1,967人）に対し、健康づくり教室の案内の送付（1,787通）および電話による健康づくり教室への参加勧奨を行った。（1,776回）これにより、健康の大切さ、健康づくりの重要性について周知を図ることができた。
	「通いの場」モデル事業の実施	高齢者が身近な場所で気軽に交流し、簡単な運動やレクリエーションを通じて介護予防を行える環境づくりや高齢者を支え合う地域づくりを推進することを目的として、住民が主体的に運営する「通いの場」モデル事業を区内3カ所で実施（計102回）し、延べ1,209人が参加した。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	元気高齢者の割合	要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	81.4%	81.5%	81.4%	80.9%	82.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	平成28年度の介護保険第1号被保険者数は、前年度比で2.9%（平成27年度23,493人→平成28年度24,167人）増加した一方、平成28年度の要支援・要介護認定を受けていない高齢者数は、前年度比では2.3%（平成27年度19,112人→平成28年度19,559人）にとどまった。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調　☑ 概ね順調　☐ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○さわやか健康教室、はつらつ健康教室の修了者に区の健康づくり事業および区内の運動施設等の情報をまとめたガイドブックを配布すると同時に、いきいき館の各種事業、さわやか体操リーダーによる体操教室やゆうゆう講座等を案内することで、継続した健康づくりにつながる機会を提供することができている。 ○さわやか体操リーダーによるいきいき館でのマシン教室の回数を拡大（平成27年度月5回→平成28年度月6回）したことにより、参加者人数が105人（平成27年度 1,804人→平成28年度 1,909人）増加するなど、身近な場所における健康づくりの機会をより多くの方に提供できている。また、高齢者クラブへのさわやか体操リーダーの派遣回数の増加（平成27年度 6クラブ11回→平成28年度 8クラブ15回）等により、リーダーの活動場所・機会の拡充も図ることができている。 ○ゆうゆう講座の参加者人数は16人（平成27年度863人→平成28年度847人）減少したものの、講座終了後のアンケート調査では、参加者の99.5%が「非常に良かった」「良かった」と回答しており、高齢者のニーズを捉えた効果的な講座の展開を図ることができている。 ○モデル事業として実施した「通いの場」事業については、平成29年度以降に介護保険事業の総合事業として安定的展開を図るための基盤づくりを進めることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○高齢者が早い段階から健康づくりに取り組めるような支援を引き続き推進するとともに、健康教室、ゆうゆう講座終了後に、高齢者が身近な場所で気軽に運動ができる情報の提供およびサークル活動への参加を積極的に促していく必要がある。 ○さわやか体操リーダーのいきいき館でのゴムバンド教室を拡大するとともに、さわやか体操リーダーの派遣活動について周知を広げ、新たな活動場所の拡大、活動内容の展開を図り、高齢者が身近な場所で健康づくりができる機会を増やしていく必要がある。 ○マシントレーニング等の本格的な体操指導を行うさわやか体操リーダーのほか、高齢者クラブや通いの場等における活動を想定した、簡単な体操等を教えることのできるボランティアを育成していく必要がある。 ○平成29年度から介護保険事業の総合事業として展開する「通いの場」事業については、身近な場所における健康づくりのきっかけの場としてより多くの高齢者に利用してもらえるよう、積極的な周知が必要である。

4 今後の方向性

○おとしより相談センター等との連携のもと、生活機能に低下がみられる高齢者等に対する健康教室の周知を促進し、新たな参加者の拡大を図っていく。また、65歳以上の全高齢者に「介護保険つうしん」を配布し区の健康づくり事業を紹介するほか、ガイドブックを活用し日常生活の中で介護予防を意識的に取り組んでもらえるよう普及啓発の促進を図る。さらに、各健康教室やゆうゆう講座修了者に他健康教室やサークル活動の情報を積極的に提供し、継続的な健康づくりを促していく。
○さわやか体操リーダーの活動について、すべてのいきいき館でゴムバンド教室を運営するほか、高齢者クラブへの派遣を積極的に行うなど、高齢者の健康づくりの機会の充実を図っていく。また、マシン教室修了者には、ガイドブックに掲載されている区施設（総合スポーツセンター等）を紹介するなど、自主的な健康づくりを支援していく。
○高齢者が身近な場所で継続的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう、新たな区民ボランティアとして「元気応援サポーター」を育成し、高齢者クラブや通いの場等で簡単な体操やレクリエーションを行い、地域の中での自主的な活動を支援していく。
○「区のおしらせ　中央」等を活用し、「通いの場」支援事業の周知の強化および地域への拡大を図るとともに、平成29年度から社会福祉協議会に設置される生活支援コーディネーターとも連携しながら、身近な場所における介護予防の取組を支援していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	生きがいづくり・社会参加の促進	施策No	8	部課名	福祉保健部高齢者福祉課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	高齢者福祉
目的	高齢者が住み慣れた地域で、知識や経験、能力を生かして就労やボランティア等の社会参加活動を行い、いきいきと暮らしている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	「70歳就労社会」の実現（社会参加の促進）	継続	・高齢者の就業拡大 ・元気高齢者人材バンクの登録者の拡充 ・いきいき館のサービスの拡充	○シルバー人材センターにおいては、就業専門員（4名）による区内企業・団体への就業開拓の取組強化により、受託件数が171件（平成27年度3,148件→平成28年度3,319件）増加した。また、シルバーワーク中央においても、事業所への個別訪問、区報への掲載、チラシの配布等積極的な求人開拓や周知により独自求人数が601人（平成27年度1,656人→平成28年度2,257人）増加した。 ○元気高齢者人材バンクにおいては、技能お披露目会（8回）および人材バンクPR会(2回)等により事業の周知を促進し、この結果12人の新規登録があった。（平成28年度末登録者数72人） ○いきいき館においては、講座やイベントの充実のほか、区報への掲載、高齢者クラブや民生・児童委員協議会へのチラシの配布、近隣の町会掲示板にポスターを貼付するなどの周知活動を積極的に行った結果、年間利用者数が5,343人(平成27年度118,141人→平成28年度123,484人）増加した。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	高年齢者合同就職面接会の開催	中央区地域雇用問題連絡会議（区も加盟）の主催により高年齢者合同就職面接会を開催した。（平成29年2月実施）15社、38人の求人に対して、103人の求職者が参加し、このうち15人が就職するなど、高齢者の雇用促進に寄与することができた。
	高齢者クラブ活動の活性化	高齢者クラブ活動の活性化を図るため、同クラブの代表者会において、さわやか体操リーダーや元気高齢者人材バンク派遣事業の紹介（動画紹介）を行うなど、各種事業の積極的な周知に努めた。こうした取組により、さわやか体操リーダー（8クラブ 15回）や元気高齢者人材バンクによる講座（2クラブ 2回）が開催されるなど、クラブにおける健康づくり事業の促進にもつながった。
	高齢者雇用促進奨励金の交付	シルバーワーク中央の独自求人開拓や高齢者雇用企業奨励金の周知により雇用拡大が図られたことに伴い、高齢者雇用企業奨励金の交付件数が前年比の2.2倍、交付額が前年度比の2.1倍となった。これにより、意欲のある高齢者の就労環境づくりに資することができた。（平成27年度9件 310,000円→平成28年度20件 650,000円）。
	中央高年齢者就職面接会の開催	区およびシルバーワーク中央（中央区社会福祉協議会）の共催による就職面接会を2回開催した。25社が参加し、参加者は延べ123人、このうち22人が就職するなど、高齢者の雇用促進を図ることができた。
	「通いの場」モデル事業の実施	身近な地域で高齢者が交流できる体制や高齢者が支え合う地域づくりを推進することを目的として、住民が主体的に運営する「通いの場」のモデル事業を区内3カ所で実施した。（計102回、参加者 延べ1,209人、ボランティア参加者 延べ481人）また、次年度以降の「高齢者通いの場支援事業」の実施に向け、ボランティアによる継続した運営が可能となるよう、区内3地域で説明会を実施した。（3回 56人参加）

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	高齢者の就労割合	中央区世論調査の回答者の属性データによる高齢者の就労割合	33.2%	33.6%	34.9%	40.0%	36.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○シルバー人材センターの受託件数が3,319件と前年度より171件（前年度比1.05倍）増加した。また、就業会員数は498人で前年度より15人（前年度比1.03倍）増加した。 ○シルバーワーク中央の平成28年度における独自求人数は2,259人で前年度より603人（前年度比1.36倍）増加し、就職者数は222人で前年度より32人（前年度比1.17倍）増加した。また、求職者数は108人（平成27年度 1,823人→28年度 1,931人）増加し、就職者数は32人（27年度190人→28年度 222人）増加した。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　☐ 概ね順調　☐ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○シルバー人材センターでは就業を希望している全会員を対象に、接遇マナー研修を実施するなど顧客満足度向上に向けた取組を進めた結果、家庭を含む民間からの受託件数が増加している。（平成27年度 2,745件→平成28年度 2,903件） ○シルバーワーク中央においては、「高年齢者就職面接会」を年2回の開催（平成27年度 年1回）としたほか、ダイレクトメールや新聞折込、図書館等におけるチラシの配布により面接会の周知強化を図った結果、参加者、参加企業、就職者の増加につながった。 ○元気高齢者人材バンクにおいては、技能お披露目会（8回）や人材バンクPR会（2回）を通じた周知活動のほか、多世代交流推進を目的とした児童館でのPR活動等の取組が、児童館からの講座依頼（2回）に結びつくなど活動場所・機会の拡充を着実に図ることができている。 ○シルバー人材センター、シルバーワーク中央、元気高齢者人材バンク合同で開催した「セカンドライフ応援セミナー」（2回開催、参加者 延べ66人）において、それぞれの活動の周知等を行った結果、シルバーワーク中央への相談（6人）および元気高齢者人材バンクの登録（1人）へつなげることができた。 ○いきいき館においては、事業内容の充実等により、年間利用者数、一日当たりの平均来館者数が増加している。 ○「通いの場」のモデル事業（区内3カ所で実施）においてボランティアの育成を推進し、延べ481人がボランティアとして参加するなど、高齢者を支え合う地域づくりを推進するための自主的な取組を広げることができた。 ○シルバー人材センターにおける就業開拓の取組強化やシルバーワーク中央の積極的な求人開拓等に伴う成果とともに景気の回復基調も相まって、高齢者の就労割合が目標値を上回った。
施策の目的達成に向けての課題		○シルバー人材センターにおいては、介護保険法における総合事業の委託事業者（予防訪問介護（平成28年度7件、延べ54回））としてのスキルアップも図りつつ、家庭を含む民間からのさらなる受注拡大に取り組む必要がある。 ○シルバーワーク中央において、求人の職種と求職者の希望職種との乖離の縮小に向け、マッチング向上の取組を進め、さらなる雇用の拡大を図っていく必要がある。 ○元気高齢者人材バンクについて、高齢者だけでなく多世代交流の視点から、新規登録者や技能が向上した登録者の新たな活動場所を開拓していく必要がある。 ○平成28年度に実施した中央区高齢者実態調査では、シルバー人材センターの認知度が40%、シルバーワーク中央の認知度が25%であった。高齢者の社会参加のさらなる推進や就労支援の強化に向け、それぞれの事業内容等の周知を推進していく必要がある。 ○利用者数が増加しているいきいき館においては、講座やイベント等の充実を図り、利用者の社会参加を促進するための場や機会の提供を積極的に行っていく必要がある。また、高齢者の社会的孤立を防ぐため、社会とのつながりを築くアプローチも求められている。 ○モデル事業として実施した「通いの場」事業について、「高齢者通いの場支援事業」としての本格実施に向け、住民主体の登録団体による継続的・安定的な運営への支援が必要である。

4 今後の方向性

○シルバー人材センターにおいては、引き続き会員の募集や新規就労開拓に努めるとともに、介護保険法における総合事業サービスの提供主体としての役割も含め、より多くのニーズに応えていけるよう、研修等を通じ質の高い生活支援サービスの提供に向けた体制を構築していく。
○シルバーワーク中央において、独自求人の開拓およびより多くの情報提供に努めるとともに、再就職セミナーやキャリアチェンジを通じて求職者の意識改革を図りながら職種のマッチングを行い、就職者の増加を図っていく。また、「江戸バス」へのポスター掲載、商工団体の会議等での説明等周知を進め、意欲ある高齢者の就労促進につなげていく。
○元気高齢者人材バンクについては、多世代交流の場において幅広く活動機会が得られるよう、高齢者クラブや通いの場のほか、児童館等に対しても積極的に働きかけを行っていく、。
○「セカンドライフ応援セミナー」を引き続き実施し、シルバー人材センターおよびシルバーワーク中央の事業内容や高齢者人材バンクの活動について周知拡大を図っていく。
○いきいき館においては、利用者が講座を受けるだけでなく、講座やイベント等でのボランティア活動や講座の講師等担い手としての役割をより多く提供し、生きがいづくりにつなげていく。また、新たに孤立防止・生きがい推進担当を配置し、関係機関や団体等との連携のもと孤立防止や介護予防を推進していく。
○平成29年度から実施する「高齢者通いの場支援事業」については、学識経験者や関係機関等で構成する協議体において事業への参加促進、地域の支え合い等の一層の推進に向けた意見交換を行っていくほか、登録団体向けのセミナーや交流会の実施を通じ、団体の安定運営の支援や事業の活性化を図っていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	地域ケアの総合的な推進	施策No	9	部課名	福祉保健部高齢者福祉課・介護保険課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	高齢者福祉
目的	○高齢者がひとり暮らしになっても、地域で支え合い見守られながら、安心して暮らしている。 ○介護者の負担軽減が図られ、在宅介護に重点を置いたサービスが整い、住み慣れた地域で生活をしている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	高齢者あんしんネットの拡充	継続	・地域見守り活動団体および協力民間事業者等の拡大 ・おとしより相談センターの拡充 2カ所	○地域見守り活動団体に対し見守りサポーター養成研修（1回、参加者58人）を実施したほか、民間事業者等と高齢者の見守り活動に関する協定を新たに7事業者と締結し（区が10事業者および水道局、都が47事業者・団体）、見守り事業に関する情報共有や見守り体制の充実を図った。また、日常生活圏域ごとに地域見守り活動団体や協力民間事業所、医師会、民生委員等が参加する地域懇談会（3カ所・3回）を実施し、地域で高齢者を支えるための取組の紹介や情報交換を行った。 ○勝どきおとしより相談センターを平成28年12月に開設するとともに、人形町おとしより相談センター（仮称）の開設に向けた準備を進めた。
	在宅系サービス拠点の整備	継続	・小規模多機能型居宅介護事業所の整備 3カ所 ・ショートステイの整備 3カ所 ・ショートステイの増床	新たに小規模多機能型居宅介護事業所2カ所（優っくり村中央湊（平成29年1月開設、登録定員25人）およびココファン勝どき（平成29年3月開設、登録定員29人））を開設し、小規模多機能型居宅介護事業所に係る計画事業を完了することができた。
	特別養護老人ホーム等の整備	継続	・地域密着型特別養護老人ホーム等の整備 3カ所 ・認知症高齢者グループホームの整備 1カ所 ・特別養護老人ホームの増床	優っくり村中央湊の整備により、認知症高齢者グループホームを1カ所開設した。（平成29年1月開設、入居定員18人）また、八丁堀駅周辺の施設再編に係る地域密着型特別養護老人ホームおよび認知症高齢者グループホーム各1カ所（入船一丁目）の整備について、基本的な考え方をまとめた。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	認知症の相談支援の充実	認知症地域支援推進員等が中心となり、戸別訪問や医療機関との連絡調整を緊密に行うことで、認知症高齢者の相談体制の強化、認知症高齢者等の早期発見・早期診断等の支援を推進した。（相談件数27年度1,802件→28年度3,777件、うち訪問件数27年度778件→28年度979件）また、認知症初期集中支援チームの設置（平成29年10月予定）に向け、基本的な考え方を在宅療養支援協議会で検討するなど準備を進めた。さらに、認知症ケアパスの作成および配布（65歳以上の高齢者全員に配付）により、認知症に係る早期からの備えの大切さについて普及・啓発を図った。
	地域ケア会議の実施	おとしより相談センターが中心となり、地域住民や医療・福祉・介護関係者等の参加のもと普及啓発型地域ケア会議（12回）および課題解決型地域ケア会議（27回）を開催した。これにより、関係機関との情報共有や介護保険制度、高齢者福祉サービスの普及啓発のほか、地域におけるニーズの把握や高齢者個々の事情に応じた、きめ細かい支援につなげることができた。
	在宅療養支援	在宅療養者やその家族の在宅療養生活を支援するため、学識経験者、医療関係団体、主任介護支援専門員等の参加のもと中央区在宅療養支援協議会を開催し（2回）、医療機関や介護サービス事業者等が連携したネットワークの効果的な運用、必要なサービス等の整備等について協議を行った。また、在宅療養支援に係る研修会（医療機関および事業者向け1回、区民向け2回）、医療ニーズの高い要介護者向けの緊急ショートステイ事業（5人、89日）、在宅療養支援病床の確保（36人、444日）等により、在宅療養生活を送っている方等の支援に寄与することができた。
	介護に関する普及啓発・質の向上	おとしより相談センターが中心になり、介護保険制度や区の介護サービスをテーマとした出前講座（73回、1,692人参加）および認知症サポーター養成講座（62回、2,297人参加）を開催したほか、認知症サポーターを対象とした認知症サポーターステップアップ研修（1回、62人参加）、サポーター間の交流を行うサロン（11回、105人参加）等の開催により、介護保険制度や認知症に関する正しい知識の普及や理解の促進を図った。
	高齢者の生活実態等調査及び介護サービス利用状況等調査の実施	高齢者等の生活および介護保険サービス等を受けている要支援・要介護認定者、介護保険事業を展開する事業者、医療機関の実態等を把握するため、「高齢者の生活実態等調査及び介護サービス利用状況等調査」を実施した。これにより、高齢者保健福祉計画および介護保険事業計画の見直しに向けて、必要な基礎データを得ることができた。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	在宅で暮らしたい人の割合	中央区政世論調査における要介護時に在宅で暮らしたい人の割合	70.3%	66.5%	68.7%	68.7%	72.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	○地域見守り活動団体およびあんしん協力員数は平成25年度14団体126人、平成26年度15団体151人、平成27年度17団体151人、平成28年度17団体159人であり、また、見守り対象者数は、平成25年度320人、平成26年度359人、平成27年度408人、平成28年度435人となっている。 ○おとしより相談センターにおける相談件数は、平成26年度22,558件、平成27年度22,654件、平成28年度23,799件と年々増加している。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○おとしより相談センターにおける相談件数が増加している状況下、センターに配置されている専門職種の相談員の連携により、個々の相談者の状況に応じた適切な対応が図られており、地域ケアにおける身近で総合的な相談窓口としての機能を果たすことができている。また、相談体制のさらなる強化に向けて、平成28年12月に勝どきおとしより相談センターを開設するとともに、人形町おとしより相談センター（仮称）の開設に向けた準備を進めている。 ○「優っくり村中央湊」、「ココファン勝どき」の開設により、小規模多機能型居宅介護事業所および認知症高齢者グループホームに係る整備計画を完了することができた。 ○地域密着型特別養護老人ホームについては、計画に基づく整備推進を図る一方で、認知症高齢者の増加を踏まえ、八丁堀駅周辺施設の再編に伴う桜川敬老館等複合施設の再整備において、新たに認知症高齢者グループホームを整備することとし、これを受け、整備に係る基本的な考え方をまとめた。
施策の目的達成に向けての課題		○高齢者人口が増加する中、身近な地域における医療、介護、福祉等の一貫したケア体制の整備と一人一人のニーズに対応した支援の強化が求められている。 ○ひとり暮らしや認知症等の高齢者の安心した暮らしを支えていくため、地域ぐるみで支え合うネットワークづくりを推進していく必要がある。 ○認知症は早期に発見することで症状の改善や進行を遅らせるだけでなく、重度化するまで自分の意志に沿った生活の継続が可能となることから、早期から支援できる体制づくりが必要である。 ○高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた国の検討状況を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていく必要がある。

4 今後の方向性

○高齢者や介護者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域ケア会議によるニーズの把握体制を強化するとともに、身近な地域における総合的な相談拠点であるおとしより相談センターを新たに日本橋地域（人形町おとしより相談センター（仮称））に整備し、相談体制のさらなる充実を図っていく。
○ひとり暮らしや認知症等の高齢者の見守りについては、おとしより相談センターを中心として、民生・児童委員、町会・自治会等地域の人材や民間事業者による見守り活動を活用しながら、関係機関等からなる見守り安心ネットワークづくりを引き続き進めていく。
○認知症高齢者への早期支援が効果的に行われるように、平成28年7月に全戸配付した認知症ケアパスの活用促進を図るとともに、平成29年10月設置予定の認知症初期集中支援チームや関係機関と連携しながら継続的な支援を進めていく。
○地域包括ケアシステムの深化・推進に向けては、「地域における医療及び介護を総合的に確保する方針」（平成28年12月改正）に基づく介護保険法等の改正および「中央区高齢者の生活実態等調査及び介護サービス利用状況等調査」の結果を踏まえ、平成29年度における中央区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の策定の中で、今後の高齢者施策および介護保険事業等に係る方向性を定めていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	生活の安定	施策No	10	部課名	福祉保健部生活支援課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	生活保護・援護
目的	支援が必要な人が安定した日常生活を送るためのセーフティネットが整備され、就労・自立のための活動が自発的・積極的に行われている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	応急小口資金貸付事業の実施	平成28年度の貸付状況は12件1,070,000円であった。現在の経済状況下では、世帯の収入の多くは生活費に使われるため、急な資金が必要な時に調達が困難な場合がある。本事業により、生活に困窮する方の日常生活の安定、維持に繋げることができた。
	生活困窮者に対する相談体制の充実	経済的な困窮のみならず、複合的な問題を抱える相談者は、年齢層も若者から高齢者まで幅広く、社会的孤立状態にある場合が多い。相談者の状況に応じ、生活保護に至る前に、生活困窮者自立支援制度に基づく住居確保給付金事業等各種事業を講じ、他法・他施策を紹介するなどして、経済的・社会的自立を目指した支援を行った。平成28年度からは家計相談支援事業を開始し、相談者と共に「家計の見える化」を図り、計画的な家計管理ができるよう支援した。
	住居喪失者等に対する支援の実施	住居確保給付金および都区共同の路上生活者対策事業が生活困窮者自立支援法の枠組みの中で実施され、住居喪失者等に継続的な関わりを持つことで自立意欲を喚起するとともに、就労や住まいの安定に向けた支援を通じて生活の建て直しに寄与することができた。
	子どもの学習支援の実施	「貧困の連鎖」が生じないよう、子どもの学力を下支えするとともに、社会と関わる力(ソーシャルスキル)の向上を目的に、平成27年度から協働提案事業として学習支援事業である学習会を年間30回程度開催した。平成28年度は協働提案事業の最終年度だったが、参加状況を含め目的にかなった事業であるとの評価を受け、参加した児童の保護者からも自宅での学習習慣が身についたとの報告があった。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☐ 順調　☑ 概ね順調　☐ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○応急小口資金貸付事業は、事業の趣旨に基づく適正な貸付を行う一方で、生活費の貸付相談も依然としてある。恒常的に生活費が不足している世帯については、生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援や就労支援の利用を条件に、当面の生活費を貸し付けて自立を促した。 ○生活保護受給前の段階において、早期に経済的・社会的自立を図るよう、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援を実施し、住居確保給付金の支給や各種事業の利用を促し、必要に応じて関係機関への相談に同行するなど、個別的・継続的に生活全般に係る相談に適切に対応することができた。 ○都区共同の路上生活者対策事業である自立支援センターの活用について、利用対象者に生活困窮者自立支援制度および施設の管理・利用方針等を説明したうえで、適切な就労自立支援に向け利用促進を図ったところ、利用者が増加し、その多くが就労自立した。 ○学習支援の運営をNPO法人に委託し、大学生・社会人ボランティアが指導にあたった。個別指導により、参加した個々の児童の特性や学習内容の進捗状況に合わせた指導をすることができた。 平成27年度：登録者数(小4～中1)27人、延べ参加者数477人 平成28年度：登録者数(小4～小6)24人、延べ参加者数367人
施策の目的達成に向けての課題		○生活困窮者の自立に繋がる場合に、生活費として貸付した応急小口資金について、返済が滞らないよう、これまで以上に適正な債権管理が必要となる。 ○生活保護に至る前の相談支援は、相談者に伴走する形で行うが、困窮に至る理由はさまざまであり、相談内容に応じ迅速・的確な支援を行えるよう、体制の整備と事業の充実が求められる。併せて、社会や地域に潜在する生活困窮者をいかに相談の場に繋げるか、また、支援の内容を拡充していくか検討する必要がある。 ○職を失った区民の中には、家賃滞納等の理由で家主等から強制退去を迫られている方もおり、一時的に生活できる場所の提供等の支援も必要になるため、既存事業の枠にとらわれない幅広い対応が求められる。また、生活習慣の乱れや社会との関わりに不安を感じるなど複雑な課題を抱え、一般就労に直ちに結びつきにくい方に対する支援策が必要となっている。

4 今後の方向性

○応急小口資金貸付事業については、生活困窮者自立支援法に基づく家計相談支援事業とも連携しながら確実な返済に向けた相談支援を行う。
○生活困窮者自立支援法を踏まえ、生活保護に至る前の自立支援をより一層推進するため、ハローワークや東京ジョブステーション等関係機関と個別具体的な連携を確保しながら、就労その他自立に関する支援等のさらなる推進を図っていく。今後は、生活困窮を含めたさまざまな課題を潜在的に抱える人が制度の狭間に陥ったり地域で孤立しないよう「つなぎ役」が民生委員や保健所等の関係機関との連携を図り支援していく。
○本区の特性や実態を踏まえ、生活困窮者自立支援法に定められている、一時的に衣食住の提供を行う自立支援センターとは別に「一時生活支援事業」を新たに検討し、まずは居所を確保した後、就労先や支援方針の決定に結びつけていく。一方、就労意欲の喚起や生活習慣の改善等を目的とした事業の実施を検討していく。
○平成28年度から中学生を対象とするひとり親家庭等学習支援事業を開始したことに伴い、子どもの学習支援事業については対象を小学校4年生から小学校6年生とした。今後も両事業の連携を図りながら実施していく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	自立の促進	施策No	11	部課名	福祉保健部生活支援課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	生活保護・援護
目的	被保護者が就労による経済的自立のみならず、自立して生きがいをもって社会生活を送るための支援体制が確保されている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	保健師・社会福祉士等専門職による自立の支援、ハローワークの就労自立促進事業の利用	心身に不安を抱えている被保護者宅を健康管理支援員（保健師・月16日配置）が定期訪問し、食事、服薬指導等を行いながら地域での安定した生活の維持を支援した。 また、段階的就労を進めるため、就労相談員（週2日配置）の指導のもと、就労による経済的な自立に向けた支援を行った。勤労意欲の高い被保護者31名については、ハローワークの就労自立促進事業等を利用し15名が就労を開始した。
	被保護者世帯からの相談体制の充実	被保護者世帯各々の援助方針をもとに定期的に家庭訪問を行い、生活状況の把握に努めた。また、被保護者世帯からの相談内容に応じ、必要により自立支援（通院医療費助成）等、他法・他施策を紹介のうえ、医療や介護等の専門員と連携した助言や指導を行うことにより、被保護者の生活の安定の実現を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	□ 順調　☑ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○健康管理支援員や就労相談員等の専門職による自立に向けた支援については、短期間で効果を得ることは難しいが、相談・指導を通じ、個々の状況に合わせながら自立への意識に対する働きかけを進めることができている。 ○被保護者世帯を対象に地区担当員が定期的に家庭訪問している中で、日々の生活状況の変化が著しい世帯には、利用者の了解のもとおとしより相談センター等関係機関と情報共有を図るなどケースに沿った相談体制を整えることができている。
施策の目的達成に向けての課題		○経済的自立に向けた就労支援を効果的に展開していくため、ハローワークとの連携のさらなる強化を図るとともに、就労意欲が低い引きこもりやコミュニケーション能力の形成に向けた支援が必要な方に対して、就労のための準備段階として、日常生活自立、社会生活自立、就労自立に関する各種支援体制の構築が求められる。 ○精神的に問題を抱える被保護者や就労可能な若年層の被保護者は増加傾向にあり、個々の状況を考慮した適切な支援が必要である。また、高齢や傷病、世帯員の離別や失職等の理由により生活に困窮する世帯が増加しており、こうした世帯の抱える問題は多様化・複雑化していることから、効果的・効率的な支援体制を検討していく必要がある。

4 今後の方向性

○区とハローワークの連携による就労支援をより強化していくため、ハローワークにおける就労自立促進事業の積極的活用に向け、ケースワーカーと就労相談員が相互連携し、就労自立の対象となる被保護者の掘り起こしをさらに進めていく。また、さまざまな事情により就労意欲の低い方に対しては、生活困窮者自立支援法に定める「就労準備支援事業」の中で、効果的な支援の方法について調査・検討を進め、早期の事業実施を目指す。
○今後も想定される被保護者世帯の増加と被保護者世帯の抱える問題の多様化・複雑化に対応するため、関係機関との連携を深めながら、被保護者世帯の生活の安定に取り組んでいく。その一つの対応として、被保護者金銭管理支援プログラムを設定し、生活費等を適正に管理できず、金銭管理の支援が必要となった方に対し、支援を実施することにより、安定した生活の維持および金銭管理能力を向上させ、自立の促進を図る。さらに貧困の連鎖を断ち切るため、被保護者世帯における子どもたちの健全な成長に資するよう、早い段階で教育や子育ての専門機関との連携を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	環境衛生の向上	施策No	12	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	区民部地域振興課			基本計画（施策分野）	生活衛生
目的	理容所、美容所、劇場、ホテル、公衆浴場、プールなど、不特定多数の方が利用する環境衛生関係施設等の衛生水準が保たれている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	公衆浴場の整備	継続	1カ所	平成26年7月14日に十思スクエア内に開設した「十思湯」は、平成28年度は延べ40,553人の利用があり、平成27年度に比べ1,189人増加した。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	環境衛生関係施設の監視指導	ホテル・旅館、美容所、公衆浴場、劇場等環境衛生関係施設に対する監視指導（492件）を行い、衛生水準の確保や法令遵守の徹底を図った。加えて、各施設の営業許可および届出受理等の事前相談を受け付けることにより、早期の段階からの届出者への指導を強化した。
	特定建築物の立入検査	特定建築物への立入検査（25件）や、特定建築物の建築確認申請時における図面審査および指導（19件）を行い、衛生的な環境を確保した。
	ねずみ・衛生害虫の防除	保健所窓口において、ねずみや蚊等の衛生害虫に係る防除相談（347件）を行うとともに、ねずみによる被害を受けている区民等を対象とした専門業者による個別相談会（3回）を開催した。また、公共の場におけるねずみや蚊等の防除作業の定期的な実施等により衛生的な環境の維持を図った。
	小規模給水施設の指導	小規模給水施設に対して、出張による勧奨水質検査事業を実施した。（147件）また、水質検査の結果「不適」と判定された施設については、調査・指導（4件）を行い、飲料水の安全確保、健康被害の防止を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○計画的な環境衛生関係施設への監視指導および特定建築物への立入検査・指導に努め、これらの施設における衛生水準を維持することができた。また、小規模給水施設の指導により給水施設の衛生水準の維持・向上、飲料水の安全確保および健康被害の防止につながった。 ○ねずみや衛生害虫の発生や誘引を未然に防ぐため、防除はもとより、生ごみ等の集積場所の管理や住居へのねずみの侵入防止対策、生息しにくい環境づくり等について、防除相談や個別相談会等さまざまな機会を通じ個別具体的な情報提供を行うことができた。
施策の目的達成に向けての課題		○環境衛生関係施設は更新手続きを要しないため、監視指導や立入検査等による指導を計画的に継続しながら、法令遵守を徹底させていく必要がある。 ○特定建築物への立入検査は、空調設備等の機器類をはじめ、その範囲が建物全般にわたり多くの項目を確認する必要があり、1件当たりの検査に時間を要することから、効率的な実施が求められる。 ○ねずみ・衛生害虫の防除については、個別具体的な対処方法に係る相談支援はもとより、近隣や町会単位での取組が重要であるため、地域ぐるみでこれらの発生を未然に防ぐ意識の醸成を図る必要がある。

4 今後の方向性

○環境衛生関係施設については、増加する宿泊施設に係る相談、申請、苦情への対応とのバランスをとりながら、施設および施設種別ごとの監視指導結果を踏まえた監視指導を実施し、引き続き環境衛生水準の維持を図っていく。
○特定建築物への立入検査については、各施設の規模や用途、検査結果等を踏まえながら、引き続き迅速かつ効率的な検査を実施していく。
○ねずみ・衛生害虫の防除については、出前講習会や個別相談会等の機会を捉えながら、町会等における防除事例等に係る情報提供を積極的に行い、地域における防除意識の向上を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	食品衛生の向上	施策No	13	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	生活衛生
目的	○食品衛生の監視指導が徹底され、区民や来街者の食の安全が図られている。 ○営業者および消費者に食品衛生に関する正しい知識や情報が周知されている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	食品関連施設の監視指導	食品衛生監視指導計画に基づき、食中毒等飲食に起因する衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品関連施設に対する監視指導（延べ12,398件）、路上における弁当類販売への監視指導（延べ2,369件）を行った。また、上記施設等に対し食品の収去検査を実施し、基準に不適合な場合に改善指導を行うことで区内に流通する食品の安全性の確保を図った。（細菌検査588件、化学検査118件）
	食品衛生に関する正しい知識の普及啓発	区民、食品関係事業者、区による「食の安全・安心確保のための意見交換会（リスクコミュニケーション）」（参加者172人）、夏休み親子食品衛生監視員体験教室（参加者：親子5組10人）、食品衛生出前講座（2回、157人）の開催および健康福祉まつりや食品衛生街頭相談所（中央区食品衛生協会主催）への参加を通じて、事業者や消費者に対し、食品衛生に関する普及啓発を図った。
	食品関係事業者による自主衛生管理の推進	食品衛生監視指導計画に基づき、食品衛生実務講習会（107回、受講者4,863人）を実施するとともに、中央区食品衛生協会が食品衛生自治指導員を対象に実施する研修会において、技術面の支援を行うことにより、自主管理の推進を図った。
	違反・有害食品の排除と公表、自主回収報告の指導	違反または有害食品等の調査（188件）および行政指導のもと公表（1件）を行った。また、東京都の自主回収報告制度等に基づく相談、指導（35件）を通じて、違反または有害食品等を速やかに市場から排除した。
	食中毒・有症苦情等に関する調査および指導	区内の飲食店で発生した食中毒6件、食中毒と断定されなかったものの食中毒の症状を呈した事例（有症苦情）61件、他の自治体で発生した食中毒等に関連した施設・食品・患者等の関連調査92件、感染症の疑いのある事例13件、飲食店等からの食中毒事例に関する相談事例46件の調査・指導および不利益処分（営業停止6件）を行うことにより、原因究明、再発・拡大防止を図ることできた。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【路上弁当販売に関する苦情件数】 平成24年度82件、平成25年度38件、平成26年度31件、平成27年度12件、平成28年度12件					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　☐ 概ね順調　☐ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○食品関連施設への監視指導により、衛生水準の維持・向上および食品の安全確保を図ることができた。 ○全国的に食中毒の原因となることが多いノロウイルスに着目し、飲食店や社会福祉施設等への監視指導の強化や食品衛生講習会を実施した結果、ノロウイルスが起因となる食中毒発生の抑制と食品安全確保策の普及啓発の徹底を図ることができた。 ○食品衛生実務講習会により衛生管理の徹底を図ったほか、中央区食品衛生協会との連携による研修会等を通じ、食品関連事業者による自主的な安全管理を推進することができた。 ○食中毒および違反・有害食品等に対しては迅速かつ的確な対応により、速やかな事態収拾を図ることができた。 ○路上における弁当類の販売対策については、許可制に移行したこと（規制強化）や、路上弁当販売監視員と保健所による継続的な指導の結果、食中毒発生のリスクを低減させることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○本区は日本の食品流通の中心地であり、有害・違反食品等の調査・指導は、食中毒発生時の緊急対応と同様に迅速かつ的確に実施していく必要がある。 ○食品安全の確保と食品衛生のさらなる向上のため、食品営業者だけでなく、消費者の視点も取り入れながら食中毒防止に向けた意識の向上を図っていく必要がある。 ○路上弁当販売については、無許可営業の摘発を行い、夏期には、収去検査を実施するとともに、衛生管理運営基準を厳守させるために、監視指導を徹底していく必要がある。 ○平成27年4月1日に施行された食品表示法に基づき、食品関連事業者の本社の多い本区では、食品関連事業者からの表示相談等の業務が増加傾向にあることから、適切な対応をしていく必要がある。 ○厚生労働省が東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を見据えて、国際的な衛生管理手法であるHACCP導入の義務化について検討しており、食品事業者に対する支援が必要である。

4 今後の方向性

○食品関連施設の衛生を確保し食中毒を防止するため、食品衛生監視指導計画に基づく効果的・効率的な監視指導を実施するとともに、食中毒や有害・違反食品等の発生時に迅速に対応できるよう緊急対応体制を維持していく。
○特に、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、晴海地区に整備される選手村の大規模給食施設の食品衛生対策については、東京都・関係区等関係機関と協力体制を確立するなど、効率的・効果的な監視指導方法を検討していく。
○平成28年11月にプレオープンした「築地魚河岸」についても、生鮮魚介類を取り扱う施設が多いことから、重点的に監視指導を行っていく。
○区民の食の安全に対する意識の向上を図るため、区民、食品関連事業者および区による「食の安全・安心確保のための意見交換会（リスクコミュニケーション）」を引き続き実施するほか、より多くの区民参加を促すため、中央区食品衛生推進員や食品衛生自治指導員の協力を得ながら、さまざまな方法により開催を周知していく。
○路上弁当販売対策については、弁当等の行商販売が「弁当等人力販売業」として届出制から許可制へ移行し、食品衛生上の規制が強化された。このため、引き続き、設備基準や衛生管理運営基準を遵守させるため、「路上弁当販売監視員」を活用しながら、効果的な監視指導を行っていく。
○食品表示法への対応については、健康推進課、東京都、消費者庁等関係部署と緊密に連携して対応していく。
○HACCPによる食品衛生管理の制度化については、国の動向を注視しながら、制度の普及への対応を検討していく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	医事・薬事の安全対策	施策No	14	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	生活衛生
目的	○診療所における医療の質と安全を管理する体制が確保されている。 ○医薬品および毒物・劇物の適正な販売や取扱いが徹底されている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	診療所および歯科診療所等の監視指導	診療所、歯科診療所等の監視指導（221件）を行うとともに、有床診療所の監視指導を定期的に実施（2件）し、医療安全の確保を図った。
	薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者等、毒物劇物販売業者・業務上取扱者の監視指導	薬局、医薬品販売業者および高度管理医療機器等販売業者・貸与業者等（1,052件）、毒物劇物販売業者（290件）に対する監視指導を行い、調剤における医療安全の確保、医薬品・医療機器・毒物劇物の管理・販売時における手続き等の適正化を図った。なお、いずれにおいても重大な違反は見受けられず概ね良好な状況であった。
	医療機関・薬局等に関する情報の提供と医療安全対策	医療安全講習会（対象：診療所・歯科診療所、参加者数206人）および薬事講習会（対象：薬局、参加者数57人）、また、地区薬剤師に対して講習（参加者数 1回目36人、2回目45人、計81人）を行い、医療安全確保対策の充実や医薬品の管理等の法令遵守の徹底を図った。
	医療相談の実施	患者からの医療に関する相談や区内診療所および歯科診療所等に対する相談・苦情に対応（319件）するとともに、診療所等に対し医療安全の確保等に関する情報提供を行い、医療の安全と信頼の向上を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	診療所、歯科診療所、薬局、医薬品販売業者および高度管理医療機器等販売業者・貸与業者に対する監視指導や医療従事者および薬剤師に対する講習会により、医療安全の確保の強化や医薬品および医療機器等の販売・管理の適正化の確保を図った。また、毒物劇物販売業者および業務上取扱者に対する監視指導や講習会により、毒物・劇物の販売・管理の適正化の確保を図った。さらに監視指導において不適切事項のあった事業者に対しては文書による改善報告や繰り返し監視指導を行うことにより改善状況を確認した。こうした取組により、法令の遵守を徹底することができている。
施策の目的達成に向けての課題		○継続して毒物及び劇物取締法や医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の遵守徹底を図っていく必要がある。また、診療所および歯科診療所についても、引き続き医療法の遵守と医療安全の確保に向けた取組を徹底していく必要がある。 ○平成27年度に東京都より許可事務等が委譲された高度管理医療機器等販売業および貸与業について、医療機器等の安全性を確保するため、全営業所の実態を把握する必要がある。

4 今後の方向性

○薬局、医薬品販売業者、高度管理医療機器等販売業者・貸与業者および毒物劇物販売業者等に対する監視指導を効果的かつ定期的に実施していくとともに、引き続き各種講習会の開催と積極的な参加促進を図っていく。また、診療所および歯科診療所についても、計画的な監視指導や迅速な立入検査を実施するとともに、医療安全講習を定期的に開催し、参加を促していく。こうした取組により、医療安全の確保および法令の遵守を図っていく。
○高度管理医療機器等の販売業者および貸与業者の実態調査を完了し、引き続き医療機器等の販売・管理の適正化を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	動物愛護の推進	施策No	15	部課名	福祉保健部生活衛生課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	生活衛生
目的	区民の動物愛護の理解と飼養マナーの意識が高まり、人と動物の調和のとれた共生社会が築かれている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	動物との共生推進員制度の推進	犬の適正飼養検討部会（1回）、地域の猫問題検討部会（1回）、獣医師部会（1回）、合同連絡会（1回）を開催し、犬の適正飼養や飼い主のいない猫対策について情報の共有、諸課題への対応に係る活動方針等について検討した。これを受けて、推進員が率先して適正飼養の啓発に取り組むことができた。
	ペットの適正飼養の啓発	犬のしつけ方教室（2回、延べ54人、延べ犬27頭参加）、動物愛護特別講演会・セラピードッグトレーニング体験会（1回、24人参加）および協働事業「ペットの適正飼養及びマナー普及のための語り場運営事業」（6回、延べ159人参加）の開催や職員の見回りによる散歩時のマナー違反への指導、健康福祉まつりでの啓発用ティッシュや絵本の配布等を行い、ペットの適正飼養に関する啓発を行うことができた。
	飼い主のいない猫対策	飼い主のいない猫の去勢不妊手術費助成（35頭）や、負傷猫の治療費等助成（1頭）を行った。また、地域住民に対して捨て猫防止への理解を求めるため、健康福祉まつり等において啓発用ティッシュやリーフレットの配布を行った。結果として、飼い主のいない猫の減少につながった。
	狂犬病予防対策の普及啓発	登録されていない犬の減少および狂犬病予防注射接種率の向上を図るため、ホームページでの広報のほか、犬の飼い主に送付する集合注射の案内に啓発リーフレットを同封し、狂犬病予防対策の必要性を広く周知することができた。
	ペットの防災対策	災害時におけるペットの飼い主の責任を周知するチラシを配布し、ルールの普及啓発を図ったほか、ペットの同行避難について、防災拠点（2カ所）において訓練を実施し、参加者に災害時における同行避難への意識づけを図ることができた。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	飼い主のいない猫の去勢不妊手術費助成実績は減少傾向にある。 【助成実績】 平成21年度　206頭、平成22年度　196頭、平成23年度　173頭、平成24年度　143頭、平成25年度　112頭、平成26年度　81頭、平成27年度　42頭、平成28年度　35頭					

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　　□ 概ね順調　　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○動物との共生推進員との連携を通し、地域の動物飼養上の問題に関する情報の共有や対応を図ることができた。 ○犬の散歩中のノーリード等、飼い主のルール違反に対する職員のパトロール・指導や、犬のしつけ方教室、動物愛護特別講演会・セラピードッグトレーニング体験会等の開催を通じて、ペットの適正飼養の普及啓発を図ることができた。 ○飼い主のいない猫の去勢不妊手術費助成や負傷猫の治療費等助成制度の活用により、未手術の飼い主のいない猫の減少に繋げることができた。また、地域で人と猫が共生できるための支援を行い、地域における飼い主のいない猫に対する取組を推進することができた。 ○災害時のペットの同行避難について、2カ所の防災拠点において訓練を実施し、参加者に災害時における同行避難への意識づけを図ることができた。また、防災拠点運営委員会連絡会議において、同行避難に関するルールづくりの必要性を周知できた。
施策の目的達成に向けての課題		○動物との共生推進員との連携・協力を深めながら、地域における動物愛護の取組をより促進する必要がある。 ○犬の飼い主に対し、狂犬病予防法の遵守を促すとともに、適正飼養やルールの向上を図っていく必要がある。 ○飼い主のいない猫の問題について、捨て猫防止の啓発を強化するとともに、地域で飼養するための支援を継続する必要がある。 ○災害時のペット同行避難について飼い主への意識づけを図るとともに、ペットを飼っていない地域住民の理解をより深めていく必要がある。

4　今後の方向性

○動物との共生推進員との連携・協力のもと、地域の諸課題へ対応することを通じ、区民の主体的活動を支援していく。
○犬のしつけ方教室、動物愛護特別講演会・セラピードッグトレーニング体験会および協働事業「ペットの適正飼養及びマナー普及のための語り場運営事業」の開催による啓発活動、パトロールや指導を通じて適正飼養やルールの徹底を図る。また、区内獣医師やペット販売業者と連携した普及啓発活動を引き続き推進し、犬の登録や狂犬病予防注射の接種徹底を図っていく。
○飼い主のいない猫について、去勢不妊手術費を助成し、増加の抑制を図る。また、再開発や建て替えに伴う捨て猫等の問題に対しては、動物との共生推進員や関係部署との連携により、問題の発生を未然に防げるよう検討を進める。
○災害時のペットの同行避難について、各防災拠点の実情にあった具体的なルールづくりを進めるとともに、動物との共生推進員や獣医師と協力し、各々の役割を明確にしていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	保育・育成環境の充実	施策No	16	部課名	福祉保健部子育て支援課・保育計画課 子ども家庭支援センター
関連部課名	―			基本計画 （施策分野）	子育て支援
目的	○保護者が子育ての喜びを感じながら、ゆとりを持って子どもを産み育てていく環境ができている。 ○子どもの心身や家庭の状況にかかわらず、すべての子どもたちが健やかに成長できている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	機動的な保育所整備の推進	継続	・区立保育園改築　1園 ・私立認可保育所に対する助成　3園 ・認証保育所に対する助成　2園 ・認定こども園の整備　1園 ・保育需要に応じた保育施設の整備	私立認可保育所（分園1カ所（9月開設）、新規5カ所（平成29年4月））の認可とともに事業開設準備の助成を行った。さらに、期間限定保育事業（8カ所）も実施した。これらにより平成29年4月1日現在の保育定員が前年比387人拡大した。また、八丁堀駅周辺施設再編計画の中で桜川保育園の現地建て替えや施設規模の拡大、改築スケジュール等を決定した。
	一時預かり保育等の充実	新規	一時預かり保育等の充実　1カ所	きらら中央8,182人、日本橋分室1,613人、京橋こども園5,195人、晴海こども園3,175人の利用があり、保育ニーズへのきめ細かな対応を図ることができた。
	児童館の整備	継続	児童館の整備　1カ所	平成26年9月に明正小学校・幼稚園の改築に合わせ、新川児童館を移転改築し、施設の充実を図り、平成28年度の同児童館の利用者数は、76,296人であった。（前年度比12.0％増）
	学童クラブの充実	新規	児童館の改築等に合わせた定員拡大	可能な一部施設において弾力的な運営を行うことにより、定員510人を565人に拡大して実施した。
	「あかちゃん天国」の充実	継続	「あかちゃん天国」の拡充 新規1カ所	区内7カ所であかちゃん天国を実施し、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに子育てに関する情報提供や育児に必要な助言を行うなど、身近な地域の子育て支援の充実を図った。利用者数178,721人（前年度比10.0％増）

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	質の高い保育の提供（キャリアアップ補助事業ほか）	保育士等の処遇を改善し、キャリアアップに向けた取組に要する費用の補助（39園）、保育士の負担軽減のために、給食の配膳や後片付け等の補助をする保育支援者の雇用に要する費用の一部を補助（10園）した。また、住民の多様な保育ニーズに対応し、地域の実情に応じて保育サービス・利用者福祉の向上を図るため、アレルギー児対応（36園）や育児困難者に対する支援（1園）に要した経費の一部を補助した。さらに、保育士確保を支援するために、保育士等職員の宿舎として住宅を借り上げた場合に、その費用の一部を補助する事業（2園）を実施した。これらの補助制度を積極的に活用し、保育の質の向上を図った。
	質の高い保育の提供（保育所等における業務効率化補助事業ほか）	平成28年度新規に、保育士業務のICT化の導入（24園）や保育所等における事故防止等の体制強化のためにビデオカメラの導入（8園）をした事業者に対して費用の一部を補助し、保育士の業務効率化等より、保育士の負担軽減を図るとともに、事故発生時の検証のための対策を行った。
	保育内容の充実（発達促進保育）	児童の発達障害等をできるだけ早期に発見し、適切な配慮を行うことで児童の健やかな発達と家庭の負担軽減を図っている。区内認可保育所および認証保育所を対象に、課題を有する児童に対し、臨床心理士による巡回相談を実施しており、保育上のアドバイス等を受けている。（区立278人（前年度比56人増）、私立202人（前年比126人増）、認証27人（前年度比14人増））
	学童クラブ指導時間の延長・利用対象児童の拡大	夏休み等の学校休業日において、学童クラブの児童を午前8時30分から受け入れるとともに、午後7時30分までの指導時間の延長を「スポット利用制度」により実施した。これにより、保護者の急な残業等による保育ニーズへの対応を図ることができた。（延べ14,094回（前年度比12.9％増））

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	保育所入所待機児童数	保育所入所待機児童数	40人	135人	119人	263人	0人
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【平成29年4月1日現在の待機児童内訳】 0歳児　104人（65人）、1歳児　148人（173人）、2歳児　72人（25人）、3歳児　0人（0人） 4歳児　0人（0人）、5歳児　0人（0人）　計　324人（263人） ※（　）内は平成28年4月1日現在の実績					

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	□　順調　　☑　概ね順調　　□　順調とはいえない
	理由等（評価）	○乳幼児人口およびニーズの増加（乳幼児人口9,861人（前年比716人増）、ニーズ率46.6％（前年比0.4％増））に対応するため、私立認可保育所等開設支援を積極的に実施し、387人の定員拡大（平成28年4月1日4,317人→平成29年4月1日4,704人）を図ってはいるが、出生数とニーズ率の増加や新規開設に伴う近隣住民との調整が長引いたことによる開設延期等で、待機児童数は、平成29年4月1日現在で前年比61人増加し、324人となった。 ○一時預かり保育事業については、きらら中央と日本橋分室を合わせた利用者数が前年度比で1.7％増加するなど区民に身近なサービスとして定着し、多くの子育て家庭に利用されている。また、区立晴海こども園（認定こども園）、区立京橋こども園（認定こども園）においても順調に利用者が増加している。（4施設合計利用者数 18,165人） ○学童クラブについては、児童が放課後等に安心して過ごせる場を確保するため、前年度に引き続き弾力的な運営による定員の一部拡大や、プレディとの連携を図った。 ○子育て交流サロン「あかちゃん天国」については、区内7カ所で実施し、利用者が前年度比10.0％増と順調に増えており、子育てに対する不安等を抱える保護者に対して、身近な地域の子育て支援として成果を上げている。（平成27年度162,445人 → 平成28年度178,721人）
施策の目的達成に向けての課題		○待機児童の解消に向けた取組により、保育所等の定員は平成20年度（1,906人）から平成29年度（4,704人）までに2,798人の拡大を行ったものの、乳幼児人口や保育ニーズの伸びは大きく、待機児童数が増加している現状を踏まえ、さらなる定員拡大に向け保育施設の整備を進めていく必要がある。併せて、保育を支える保育士の確保等に係る支援についても、一層取り組んでいく必要がある。また、引き続き保育士の人材確保や保育内容の充実等に取り組む事業者への支援を行っていく。 ○きらら中央と日本橋分室の一時預かり保育事業において、年々需要が増え、特に定員が5名と限られている日本橋分室において、利用を希望する日時の予約が取りにくい状況にあり、利用ニーズに応えられていない。 ○就学児童数の増加や保護者の就労形態の多様化に伴い、学童クラブ等に対するニーズは年々増えている。子ども・子育て支援事業計画に基づき、教育委員会が実施しているプレディとの連携を深め、児童の放課後等の居場所づくりを推進していく必要がある。

4　今後の方向性

○待機児童解消については、中央区子ども・子育て支援事業計画策定時の見込みを上回る乳幼児人口の増加や保育ニーズの高まりに対応するため、当該計画数値の見直しを行うとともに、需要に対応しうる定員の確保に向けて、民間賃貸物件による認可保育所の整備や公有地の活用、再開発計画等の中に保育施設を取り込むなど、保育施設の整備を着実に推進していく。
○一時預かり保育事業において、十思スクエア内の一部を一時預かり保育室として改修し、日本橋地域の定員を拡大する。また、京橋こども園や晴海こども園の利用を促進するとともに、一時預かり保育のニーズを見極めながら、利用方法等を検討していく。
○学童クラブについては弾力的な運営を行うとともに、子ども・子育て支援事業計画に基づき、引き続きプレディとの連携を図りながら、児童が放課後等に安心して過ごせる居場所を確保していく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	活動の場・機会の充実	施策No	17	部課名	福祉保健部子ども家庭支援センター 教育委員会事務局庶務課
関連部課名	―			基本計画 （施策分野）	子育て支援
目的	○地域や保護者を中心とするボランティアの協力のもと、学校施設を活用した子どもの居場所「プレディ」が運営され、子どもたちが放課後や土曜日などに安全・安心に過ごすことができる居場所が整っている。 ○乳幼児から中高生までのさまざまなニーズに対応した児童館の柔軟な運営により子どもたちが自主的に活動し、自由に遊び、安全・安心に過ごすことができる環境が整っている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	子どもの居場所づくりの推進	継続	・子どもの居場所「プレディ」の開設　3校 ・地域の協力体制の充実	プレディ設置12校における平成29年3月31日末現在登録児童数は3,111人、サポーター登録405人、参加児童数延べ164,239人であった。 また、学校の建築工事に合わせてプレディ専用ルームの新設（プレディ日本橋）および移転整備（プレディ月三（校内移転）、プレディ豊海（新校舎移転））および拡張（プレディ有馬）を行い、環境の整備と充実を図った。
	児童館サービスの充実	新規	・開館時間の拡大 ・日曜開館	平成27年度までに新川、堀留町、佃、勝どきおよび晴海児童館において指定管理者制度を導入し、開館時間の拡大（夜間利用）を実施した。また、全児童館（8館）において、日曜開館を実施して、乳幼児から中高生までのニーズに対応した活動の場を提供した。 利用人数　623,346人　前年度比　10.6%増 (前年度　563,360人)

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	プレディ利用対象児童の拡大	プレディ利用対象児童の拡大を図るため、平成28年4月から、特認校（城東小、泰明小、常盤小、阪本小）の通学区域に住所を有し、特認校に在籍する児童について、区内のいずれかのプレディを選択して利用できるようにした。これにより、区内の全ての児童がプレディを利用できる体制を整備することができた。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	子どもの居場所「プレディ」の開設校	―	9校	12校	12校	12校	12校
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	プレディについては、平成29年3月末現在の児童数に対する登録率は62.3％（3,111人）、前年度比0.6％の増加となった。また、利用延べ人数は164,239人と前年度比10.5％の増加となった。					

※23年度欄は平成24年4月１日現在のデータ

３　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　　□ 概ね順調　　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○新川、堀留町、佃、勝どきおよび晴海児童館において、開館時間の拡大（夜間利用）を実施することにより、中高生の利用を促進することができた。（平成27年度25,106人 → 平成28年度29,596人（前年度比17.9％増）） ○学校の建築工事の機会を捉え、プレディ専用ルームを新設するなど児童受け入れ体勢の充実を推進することができた。 ○全児童館において日曜開館を実施したことにより、乳幼児から中高生までのニーズに対応した活動の場を提供するとともに、乳幼児とその保護者への子育て支援サービスの充実を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○今後もプレディ利用児童数や支援が必要な児童数の増加が見込まれることから、安全・安心な居場所を提供していくため、プレディでの児童受け入れ態勢を引き続き強化・充実する必要がある。 ○児童館について、幅広いニーズに応えていくため、小学生はもとより、中高生の活動の場や、乳幼児やその保護者への子育て支援サービスの充実等をより一層図っていく必要がある。

４　今後の方向性

○プレディについては、今後も学校施設の改修の機会等を捉え、専用ルームにおける環境の向上や事業内容の充実など受け入れ態勢の強化を図っていく。
○全ての児童館において子育て世帯にもより利用しやすい環境整備を進めるとともに、多目的ホール（体育室）や音楽スタジオ等多様な機能を有する児童館については、これまで以上に中高生の利用を促進し、幅広いニーズへの対応を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	ひとり親家庭の自立支援	施策No	18	部課名	福祉保健部子育て支援課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	子育て支援
目的	ひとり親家庭が、就労につながる支援や、身近な地域で相談できる体制のもとに、精神的・経済的に自立し、安心した子育てができている。				

2　施策の状況

	計画事業名	事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況			

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	ひとり親家庭・女性相談	ひとり親に対して母子・父子福祉資金の貸付や休養ホームの利用、生活全般について指導・助言を行った。（相談件数519件）また、DVや生活困窮等保護、援助を必要とするケースにおいて関係機関との連携や継続的な相談支援により、女性の保護・更生を図った。（保護件数3件、支援施設入所4世帯）
	高等職業訓練促進費等給付金の支給	看護師や介護福祉士等の国家資格取得を目指して養成機関で修業するひとり親に支給する高等職業訓練促進給付金の対象を、修業年限を2年以上から1年以上に拡大し、就労支援施策の充実を図った。また、養成機関のカリキュラムを修了した方に修了支援給付金を支給した。（高等職業訓練促進給付金2件（看護師、美容師）、修了支援給付金1件（看護師））
	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの実施	義務教育修了前の児童がいるひとり親家庭で、就職活動等のため一時的に家事など日常生活に支障が生じる場合に、その解消を図るためホームヘルパーを派遣した。（派遣世帯数11世帯、派遣回数延べ601回）
	ひとり親家庭等の子どもの学習支援事業	中学1年生～3年生のひとり親等の子どもに対し、大学生等の学習ボランティアによる個別指導学習形式の無料学習会を行い、子どもの学習習慣の定着や、ひとり親家庭特有の悩みに対する精神的なケアを図った。（実施回数 全24回、1回120分、参加人数延べ198人）
	ひとり親就職相談の実施	ハローワーク飯田橋と連携して、児童扶養手当現況届の提出時期である8月の窓口延長日に、10時から19時まで「ひとり親就職相談」の臨時窓口を設置し、児童扶養手当受給者に対する就労支援の強化を図った。（相談人数3人）

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	【児童育成手当受給世帯をもとにした本区のひとり親家庭の世帯数】 平成24年度　821世帯 平成25年度　856世帯 平成26年度　866世帯 平成27年度　860世帯 平成28年度　860世帯					

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○ひとり親家庭の安定雇用と経済的自立のため、自立支援教育訓練給付金および高等職業訓練促進費等給付金の事業により技能習得に向けた支援を継続的に実施した。 ○国においては「高等職業訓練促進費等給付金」について、平成24年度から支給月額が抑えられ（非課税世帯 141,000円→100,000円）、平成25年度には修業期間の上限が2年となったが、本区は国の基準を上回る内容で事業を実施している。また、自立支援教育訓練給付金については、訓練受講費用の4割（8,000円以上、上限200,000円）から訓練受講費用の6割（12,000円以上、上限200,000円）の助成とし、充実を図った。 ○就職活動や職業訓練等の際にも利用できるひとり親ホームヘルプサービスについては、父子家庭や継続の方の利用が増えて、派遣回数(296回→601回)が前年度の2倍以上となった。 ○新たに「ひとり親就職相談」を実施し、就労施策の充実を図ることができた。
施策の目的達成に向けての課題		○ひとり親家庭は、子育てと生計の維持という二重の負担から、生活面や子どもの養育等においてもさまざまな問題を抱えているので、個々の状況に沿った適切な支援が求められる。 ○ひとり親家庭の経済的自立を図るため、安定した就労につながる支援を継続していく必要がある。

4　今後の方向性

○ 自立を目指す全てのひとり親に対してハローワーク等関係機関と連携しながら、就労につながる各種行政サービス等を総合的に案内できる体制を整備していくほか、必要なサービスに早期につながるよう、ひとり親のためのリーフレットの活用や子育て等に関する情報を掲載したウェブサイトで、各種情報の提供体制の充実を図っていく。
○ひとり親家庭等の生活向上の推進の一つとして、ひとり親家庭の子どもの自立を支援し、子どもに学習習慣の定着や精神的ケアを図るため、学習支援事業を引き続き実施するとともに、実施回数や場所の拡大等内容を充実していく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	ユニバーサルデザインの環境づくり	施策No	19	部課名	福祉保健部管理課 環境土木部環境政策課
関連部課名	―			基本計画 （施策分野）	福祉のまちづくり
目的	施設や公共交通のバリアフリー化を図り、すべての人々が快適にまち歩きのできるまちになっている。				

2　施策の状況

	計画事業名	事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	ユニバーサルデザインのまちづくり	―	区施設等の整備や改修の際に「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、以下のとおりバリアフリー化を実施した。 ○人にやさしい区道の整備 ・交差点巻き込み部　31カ所 ・車乗り入れ部　39カ所 ・セミフラット式歩道　1,709m ○公衆便所の多機能整備 ・だれでもトイレ　2施設 ・オストメイト対応トイレ　2施設 ・ベビーチェア等　2施設

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	鉄道駅エレベーター等整備費補助	公共交通機関のうち区が促進する役割を担っている東日本旅客鉄道株式会社（JR東日本）の鉄道駅について、総武線新日本橋駅および馬喰町駅の2駅に関しては改札階から地上階への段差解消が完了していないため、エレベーターの設置を促進していかなければならないが、地上階に出入口を設置する場所の確保ができず、進んでいない状況である。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	地下鉄駅エレベーターの整備状況	区内の東日本旅客鉄道株式会社地下鉄駅の地下ホーム階から地上階までのエレベーター整備状況	0駅	0駅	0駅	0駅	1駅
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	JR京葉線八丁堀駅において、平成20年度にホーム階から改札階までのエレベーターはJRが設置済みであったが、平成24年度新たに地上階から改札階へのエレベーター整備を行った。					

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○「東京都福祉のまちづくり条例」および「中央区まちづくり基本条例」に基づき、事業者に対し指導・助言するとともに、「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」の整備方針に沿って区の施設改修等を着実に推進している。
施策の目的達成に向けての課題		○東京都や民間事業者等と連携し、施設や道路のさらなるバリアフリー化の推進が必要である。 ○当初目標は達成しているものの、未だ完了していないJR総武線新日本橋駅および馬喰町駅については、改札階から地上階へのエレベーター設置に向けて、地上階に出入口を設置する場所の確保が必要である。

4 今後の方向性

○今後も引き続き「東京都福祉のまちづくり条例」および「中央区福祉のまちづくり実施方針2011」に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れながら、ユニバーサルデザインの基本理念を取り入れたバリアフリー化を推進していく。
○JR総武線新日本橋駅および馬喰町駅の歩行環境の円滑化に向け、市街地再開発事業等による整備に合わせて、地上出入口設置場所の確保を働きかけていく。また、東日本旅客鉄道以外の事業者に対してもバリアフリー化を働きかけていく。

施策評価シート

1 施策の目的等

（NO. 1）

施策名	地域の支え合いによる安全・安心に暮らせる環境づくり	施策No	20	部課名	福祉保健部高齢者福祉課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	福祉のまちづくり
目的	災害時の備えも十分に行われ、誰もが安全に安心して暮らしている。				

2 施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	災害時要援護者対策の充実	継続	・災害時要援護者支援体制マニュアルの整備および地域への展開 ・災害時地域たすけあい名簿の登録促進 ・福祉避難所の開設・運営マニュアルの見直し	○地域における要支援者への支援体制整備の取組として、月島地域の集合住宅において、災害発生時に災害時地域たすけあい名簿を活用して住宅内で安否確認を行う体制整備を行った。また、防災区民組織に対する積極的な働きかけの結果、日本橋地域の防災区民組織において災害時地域たすけあい名簿についての周知や、支援者の確保といった安否確認体制整備の取組を開始した。 ○各防災拠点において災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認を迅速に行うことができるよう、日本橋および月島特別出張所に、各地域の防災拠点別の名簿を配備した。併せて、防災拠点において名簿を活用した安否確認を速やかに実施するための手順・方法について、引き続き検討を行った。 ○介護サービス事業者に対して災害時地域たすけあい名簿（情報提供に係る同意のある利用者分）の配布を開始するとともに、名簿への掲載が適当と思われる方に対し同意の勧奨をしてもらうよう依頼を行った。 ○障害者向けの福祉避難所として開設することが想定される福祉センターにおいて、障害者団体の協力のもと、福祉避難所の開設・運営訓練を行った。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定の締結	福祉避難所（緊急入所を行う場合を含む）として指定済みであった区立特別養護老人ホーム等4施設との間で、福祉避難所等の開設に係る運営体制や経費負担等について、協定締結に向けた協議を行った。また、新たに区内の民間特別養護老人ホーム2施設との間でも、同様の協定を締結するため協議を進めた。
	家具類転倒防止器具取付の普及	地域防災フェア（5月29日～7月17日）において、家具類転倒防止器具取付の案内チラシを配布し、申請の受付を同時に行うことにより自助意識の啓発に努め普及を図った。
	連携体制の強化	消防署が行う総合的な防火防災診断について、既に行っていた臨港消防署管内に加え、新たに京橋消防署管内においても、消防署職員等とともに食料等の備蓄や家具類転倒防止器具の取付等の案内を行った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	災害時地域たすけあい名簿の登録率	災害時地域たすけあい名簿に登録しているひとり暮らし高齢者や障害者等の割合	54.9%	－※	－※	－※	60.0%
			※災害時地域たすけあい名簿を災害対策基本法に基づく「避難行動要支援者名簿」とするため、平成26年度に名簿への登録方法を改めた。				
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等						

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	□ 順調　☑ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○災害時地域たすけあい名簿の新規登録者に対して、警察や消防をはじめとする地域の避難支援等関係者への名簿情報提供に関する意思確認を行った結果、新たに176人の同意を得、これにより平成29年3月13日時点において登録者8,338人のうち5,224人の情報を地域の支援者へ提供する準備を整えることができた。一方で、平常時における、災害への備えを目的とした名簿の活用方法に関しては、地域の避難支援等関係者の中で理解が十分に広まっていない面がある。 ○区の働きかけから災害時地域たすけあい名簿を活用した安否確認体制整備の取組を開始する町会等が増えたことにより、他の地域への展開や地域の実情に沿った取組方法の提案に向けた課題等を把握することができた。 ○区立特別養護老人ホーム等4施設および区内の民間特別養護老人ホーム2施設との間で「災害発生時における福祉避難所等の開設運営に関する協定」の締結に向けた協議を進めるなど、福祉避難所における受入体制の強化に向けた取組の推進を図ることができている。 ○障害者団体から障害のある方の参加を募り、福祉避難所の開設・運営訓練を実施することにより、避難者の視点に立った福祉避難所の開設・運営についての課題把握等を行うことができた。
施策の目的達成に向けての課題		○安否確認体制整備の取組を開始した町会等において、平常時から要支援者を訪問するなど要支援者との関係を構築する取組が継続するよう適切な支援をしていく必要がある。また、要支援者への支援体制整備の取組を区内全域へ広げるため、他地域への展開を促進していく必要がある。 ○家具類転倒防止器具の取付をはじめとする自助の取組について引き続き意識啓発を推進するとともに、平常時や災害時における要支援者への支援について、関係機関との連携を強化する必要がある。 ○福祉避難所の開設・運営については、より実践的な受入体制を構築するため、対応マニュアルの見直しに向けた検討を引き続き進めていく必要がある。また、福祉避難所の開設・運営訓練を通じ、課題として把握された避難者の受入方法の改善に係る検討や、避難者への配慮が行き届いた資器材の備蓄等を進めていく必要がある。

4 今後の方向性

○安否確認体制の整備を開始した地域に対し、要支援者への見守り活動等を効果的に進めるためのアドバイス等を適宜行い体制の強化を推進するとともに、他地域への展開に向け、町会等に対し取組に関する状況の調査や具体的な名簿の活用方法の周知を行うなど、引き続き積極的な働きかけを行っていく。
○防災フェアをはじめとする区主催イベント等さまざまな機会を捉え、自助啓発のチラシや家具類転倒防止器具取付の案内チラシ等を配布し、防災意識の啓発に努めるとともに、総合的な防火防災診断や介護サービス事業者の連絡協議会等を通じ、消防署や介護事業者等関係機関との連携強化を引き続き図っていく。
○福祉避難所の開設・運営に係るマニュアル見直しに向け、避難所の運営に必要な人員の確保や防災拠点から福祉避難所へ移る避難者をスクリーニングする際の基準、移送方法等について区関係部署や関係機関との検討・協議を進めていく。また、福祉避難所の備蓄品については、プライバシーの保護に配慮がなされた資器材の購入や、避難者の食欲が減退することを防ぐため備蓄食料の種類確保等を行っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	男女の人権が尊重される社会の形成	施策No	21	部課名	総務部総務課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	男女共同参画
目的	男女平等のための意識づくりや男女平等を阻む暴力防止への取組等により男女平等意識を高め、一人ひとりの人権と個性が尊重される社会になっている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	男女共同参画のための意識啓発と情報提供	継続	・講座・講演会の充実 ・啓発パンフレットの発行 ・男女共同参画情報誌の発行 ・ホームページの活用	男女共同参画講座（8回）、講演会（1回）、セミナー（4回）を実施した。男女共同参画講座2講座と講演会については、事業協力スタッフ養成講座の受講生の参画を得て実施した。また、セミナーについては、東京都労働相談情報センターと共催した。 啓発パンフレットについては、引き続き、講座開催時等で配布を行った。 情報誌「ブーケ」では、社会でいきいきと活躍するためには、健康の維持・増進が大切であることから、「暮らしの中に運動を取り入れよう」と題した特集を組み、体を動かすこととその積み重ねが大切であることを啓発した。また、区内の身近な施設等で楽しく運動をしている区民活動を紹介した。 女性センターホームページについては、センター実施事業等に関する情報のほか、女性団体からのお知らせや国、東京都等の男女共同参画関連機関へリンクを行うなど引き続き区民が活用しやすいホームページづくりを行った。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	暴力防止への啓発と被害者支援	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に、巡回パネル展を女性センター、区役所本庁舎、日本橋・月島特別出張所において開催し、女性の基本的人権を侵害する暴力の防止を啓発するとともに、男女共同参画講座「傷ついた心のケア講座」の実施により被害者支援を行った。 女性相談については、引き続き、電話相談や夜間の相談を実施するとともに、必要に応じて関係機関と連携し対応した。また、相談窓口を周知させるカード型のちらしと、平成27年度に作成した「しおり」を区役所において配布した。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	男女の平等感	区民意識調査において男女が「平等になっている」と回答した方の割合	22.9%	25.9%	23.2%	25.5%	28.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	面談相談件数　平成27年度183件→平成28年度161件　※うち託児付き　31件→38件 電話相談件数　平成27年度165件→平成28年度125件 男女共同参画講座・講演会参加者数　平成27年度延べ198人→平成28年度延べ149人 女性センターホームページ月平均アクセス件数　平成27年度2,185件→平成28年度2,037件					

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　　□ 概ね順調　　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○講座・講演会については、男女を問わず幅広い世代の区民が参加できるようなテーマを設定し、実施したところ、受講者からは非常に好評を得た。 ○情報誌「ブーケ」の特集では、「暮らしの中に運動を取り入れよう」や「多様な働き方を考える」など区民のニーズや話題性のあるテーマを取り上げることにより、男女共同参画社会の実現に向けた情報提供を行った。 ○女性センターホームページのアクセス数の増を図るため、イベント、講座・講演会、相談会等の情報に加え、内閣府の男女共同参画に関する情報や厚生労働省からの労働関係に関する情報についても引き続き情報発信した。 ○DV対策については、男女共同参画講座「傷ついた心のケア講座」や女性相談の実施を通じて、暴力防止の啓発や被害者支援を図った。 ○女性相談では、電話での相談や夜間の相談、託児付きの相談等、より多くの区民が利用できる体制をつくるとともに、女性センターホームページやちらしにより周知した。
施策の目的達成に向けての課題		○講座・講演会については、参加者を増やすため、テーマや開催時間の設定等を工夫するとともに、ニーズを的確に捉えた講座等を充実させる必要がある。 ○暴力防止については、自分が被害者であると気付かないまま暴力を受け続ける人もいることから、暴力防止に対する理解促進と被害者がより相談しやすい体制をつくるとともに、さらなる啓発活動も必要である。

4　今後の方向性

○講座・講演会については、実施後のアンケート結果を踏まえるとともに、社会で話題になっていることをテーマにするなどニーズを捉え企画する。また、託児付き講座を増やせるかどうか検討し、受講者が参加しやすいものとしていく。
○暴力防止についての理解が進むよう、さらなる啓発や、情報提供を図る。DVへの対応としては「中央区配偶者からの暴力防止関係機関情報ネットワーク」や、その「実務担当者会議」での意見や情報交換等を通じ、警察、保健所、子育て支援課、子ども家庭支援センターと一層連携を深めていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	多様な生き方を認め合い、支えあう基盤づくりの促進	施策No	22	部課名	総務部総務課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	男女共同参画
目的	すべての区民が性別にとらわれることなく、自らの意思で自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択でき、充実した生活が送ることができる社会になっている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況	ワーク・ライフ・バランスに対する普及啓発、事業所への働きかけ	継続	・講演会の開催 ・啓発パンフレットの発行 ・企業に対するコンサルタント派遣の実施 ・推進企業の認定	ワーク・ライフ・バランスセミナーを東京商工会議所中央支部と共催（2回）し、経営者、企業人事労務担当者等に情報提供した。 ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組もうとする事業所3社にアドバイザー（コンサルタント）を派遣した。また、ワーク・ライフ・バランス推進企業として2社認定した。認定企業の取組状況等を区のおしらせ中央、男女共同参画情報誌「ブーケ」、区および女性センターホームページに掲載し、周知した。さらに28年度は、認定企業（4社）がブーケ祭りで交流イベント等を実施した。 ブーケ祭りでは、女性落語家春風亭鹿の子さんによる「鹿の子流 笑顔でワーク・ライフ・バランスをテーマに～仕事も育児も人生も～」と題し、落語を行った。 ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー（コンサルタント）派遣事業と推進企業認定事業の案内ちらしを作成し、ワーク・ライフ・バランス講演会時に配布するとともに、中央区勤労者サービス公社ニュース「レッツ中央」に広告折込することにより区内事業所に周知した。

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	子育てをしている人への負担軽減	育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息私の時間」を託児付きで6回実施したところ、延べ65人の参加があった。また、情報誌「ブーケ」では、特集「暮らしの中に運動を取り入れよう」の中で、「パパトレ～社会と繋がるパパの会～」の取組や、参加者から好評を得た「地域スポーツクラブ大江戸月島」の取組を紹介し、子育て世代が身近なところで、楽しく運動するきっかけづくりを支援した。
	働きやすい職場づくりへの啓発と女性の就労・自立支援	東京都労働相談情報センターと「働く女性のライフプランとメンタルヘルス対策」、「これからのパートの働き方」をテーマにセミナーを共催したところ、延べ206人の参加があった。再就職を希望する女性を支援するため「キャリア講座」を9回開催したところ、延べ103人の受講があった。また、再就職支援個別相談「キャリア相談」では、延べ18人から相談を受けた。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	ワーク・ライフ・バランスの望ましい姿、現在の状況	区民意識調査において、現在が「仕事と生活を同じように両立させている」を選択した人の割合	19.1%	20.6%	23.7%	23.9%	19.5%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	ワーク・ライフ・バランスセミナー参加者数　平成27年度（2回開催）延べ164人→平成28年度（2回開催）延べ146人 「ほっと一息私の時間」参加者数　平成27年度64人→平成28年度65人 キャリア講座　平成27年度68人→平成28年度103人 キャリア相談　平成27年度12人→平成28年度18人					

※23年度欄は平成24年度実施の区民意識調査、26年度～28年度欄は、翌年度に実施している区政世論調査の結果を活用している。

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	☑ 順調　□ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○東京商工会議所中央支部との共催でワーク・ライフ・バランスセミナーを開催したところ、女性社員の活躍を推進していくことの大切さが分かったなどの意見があった。 ○ワーク・ライフ・バランス推進認定企業については、平成28年度は新たに2社を認定するとともに、13社が更新したことにより、計24社となった。また、認定企業の取組を、区のおしらせ、情報誌「ブーケ」、区および女性センターホームページ等で情報発信した。さらに、認定企業のうち4社が初めてブーケ祭りに参加し交流イベントを行ったことにより、各企業のワーク・ライフ・バランスの取組について広く情報発信することができた。 ○「ほっと一息私の時間」は、ほぼ定員に達する参加があり、子育て中の保護者の社会参加と交流を図ることができた。 ○女性の再就労支援では、子育て中の女性も利用できるよう、個別相談（「キャリア相談」）を実施したところ、延べ18人の相談者があった。
施策の目的達成に向けての課題		○ワーク・ライフ・バランス推進企業認定については、さらに区内企業への周知と事業内容の理解を促進し、多くの企業が認定申請するよう事業展開をしていく必要がある。また、認定の審査については、引き続き適切に行っていく必要がある。 ○女性の就労支援については、出産や子育て等を理由に退職した女性で再就職を望む方やスキルアップを図りたい方等のニーズに合わせた講座（「キャリア講座」）を企画・実施していく必要がある。また、個別相談（「キャリア相談」）については、夜間開催等の相談体制を検討するとともに、就労や託児に関連する施設にリーフレットを設置するなど効果的な広報に努める必要がある。

4　今後の方向性

○ワーク・ライフ・バランスについては、企業にとって生産性向上や人材活用など経営上の課題とも関わりを持つ重要な取組であることの理解を促すため、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発に関する講座の開催やアドバイザー派遣等の事業内容を幅広く情報発信していく。また、認定審査には引き続き社会保険労務士等の協力を得て適切に行っていく。
○女性の就労支援については、受講者アンケートの結果を踏まえて講座を企画するとともに、事業の周知に一層努め、参加を促していく。また、新たに個別相談（「キャリア相談」）に夜間枠を設け充実を図っていく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	さまざまな場への参画の促進	施策No	23	部課名	総務部総務課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	男女共同参画
目的	政策・方針決定過程への女性の参画促進、地域への参画、生活の場における男性の参画支援等を進め、生涯にわたって男女がともに能力と個性を十分発揮して、さまざまな場面でいきいきと活躍できる社会になっている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	審議会等委員への女性の参画促進	審議会等委員への女性の参画を推進するため、委員選任・委嘱にあたっては、各担当部署が女性委員の比率を高めるよう努めた。
	男性の家事・育児・介護への参画支援	「中央区イクメン講座」や男女共同参画講座「いつもキミと一緒だよ！パパ・じぃじの手作りプレゼント」等を実施するとともに、情報誌「ブーケ」では、地域で親子で運動を楽しめる「子育て世代支援教室」を紹介し、男性の家事・育児への参画を支援した。
	女性センター事業協力スタッフの養成	「女性センター事業協力スタッフ養成講座」を開催（全8プログラム。申込者数14名／修了者8名）し、講座のカリキュラムの一貫として、男女共同参画講演会1回・講座2回を受講生の企画・運営のもと実施した。また、事業協力スタッフに登録した養成講座修了者が受講者参加型の講座「水曜イブニングトーク」の企画・運営や、情報誌「ブーケ」の発行に参画し、区民の意見を反映する機会の充実を図った。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	審議会等における女性委員の割合	区の条例や要綱等で設置される附属機関や審議会等	26.5%	26.5%	27.0%	26.6%	30.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	「中央区イクメン講座」参加人数　平成27年度34人→平成28年度30人					

※各年度の割合は、翌年度の4月1日現在の数値を活用している。

3 施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	□ 順調　☑ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○審議会等の構成員については、各担当部署において女性委員選任の努力をしているが、女性の割合は、ほぼ横ばいとなっている。 ○事業協力スタッフの活動については、平成28年度受講生が養成講座のプログラムの中で、講演会1回、講座2回を企画・運営した。また、事業協力スタッフとして登録した修了生が、他の事業の企画・運営や情報誌「ブーケ21」の発行に携わるなど、講座等への参画の充実が図れた。 ○「中央区イクメン講座」では、「楽しく学ぶレゴ講座」、「パパが作る本格ピッツァ」、「家族一緒に春から始めるベランダ菜園」をテーマに行ったところ、多くの受講者があり、生活の場への男性の参画意識の高まりに対応することができた。
施策の目的達成に向けての課題		○附属機関や各種審議会等の構成員の女性の割合を増やしていく必要がある。 ○男性の家事・育児・介護への積極的な参加を促していくため、「中央区イクメン講座」や男女共同参画講座については、アンケートに寄せられた意見を踏まえるなどニーズに合ったテーマを企画する必要がある。 ○区民の意見を反映していくため、「女性センター事業協力スタッフ養成講座」修了者には、事業協力スタッフとして、講演・講座の企画・運営だけでなく、さらに多くの参画の場を提供していく必要がある。

4 今後の方向性

○区の審議会等の施策・方針決定過程における女性の参画推進については、附属機関等委員の改選時等の機会を捉え、今後とも審議会等への女性の参画拡大に取り組んでいく。
○男性の家事・育児・介護への参加を促進するため、アンケートに寄せられた意見を踏まえるなどニーズに合ったテーマを企画し、より多くの方が参加できるような開催時間の設定等の検討を行っていく。
○「女性センター事業協力スタッフ養成講座」受講者や修了後の事業協力スタッフ登録者の増加に向けて取り組むとともに、スタッフの参画の場を拡大していく。

施策評価シート

1　施策の目的等

（NO. 1）

施策名	男女共同参画社会の実現に向けた推進体制の充実	施策No	24	部課名	総務部総務課
関連部課名	―			基本計画（施策分野）	男女共同参画
目的	地域の活動で中心的な役割を果たす女性の人材育成、グループ・団体の育成、女性センター「ブーケ21」を拠点とした取組の充実などにより、男女共同参画社会の実現に向けた体制が整っている。				

2　施策の状況

	計画事業名		事業計画（平成25～29年度）	平成28年度における事業の実施状況と成果
計画事業の状況				

	取組名	平成28年度における事業の実施状況と成果
上記以外の取組	女性リーダーの育成と女性団体への支援	女性ネットワークと共催している男女共同参画リーダー研修（千葉県木更津市みち案内人協会との町巡りや交流等）では、リーダーシップを発揮できる女性を育成するため、研修生の参画のもと研修を企画・実施した。 男女共同参画社会の実現を目的として活動する区民団体等が自主的な学習活動を行う際に、講演・講座のための講師を必要とする場合、講師謝礼相当分を助成している。（1件）
	男女ともに利用される女性センター「ブーケ21」	利用団体がいつでも使える託児室（予約制）を用意するとともに、利用団体同士の交流や新しい団体の発足等につなげるため、利用団体の活動を紹介するブースを設置している。 ブーケ祭りでは、共催する「中央区ブーケ祭り実行委員会（参加団体で構成）」が企画した、展示、ワークショップ、発表の広場等、魅力あふれるさまざまな催しにより、多くの区民が訪れた。 女性センターの活用を促すため、「ひな祭りロビーコンサート」を開催したところ、8団体が参加し、約70人が来場した。

指標等	施策の達成状況の目標となる指標	内容（説明）	指標の推移				
			23年度（現状値）	26年度	27年度	28年度	29年度（目標値）
	女性センター「ブーケ21」の認知度	施設や活動内容を知っていると答えた人の割合	53.2%	42.4%	41.9%	42.3%	65.0%
	客観的事実・データに基づいた施策の現状等	男女共同参画リーダー研修参加人数　平成27年度20人→平成28年度15人 中央区ブーケ祭り（2日間開催）参加人数　平成27年度延べ1,250人→平成28年度延べ1,280人 「ひな祭りロビーコンサート」来場者数　平成27年度 約70人→平成28年度 約70人					

※23年度欄は平成24年度実施の区民意識調査、26年度～28年度欄は、翌年度に実施している区政世論調査の結果を活用している。

3　施策の評価と課題

施策の達成状況	判断結果	□ 順調　☑ 概ね順調　□ 順調とはいえない
	理由等（評価）	○女性ネットワークと共催している男女共同参画リーダー研修（千葉県木更津市みち案内人協会との町巡りや交流。東京ガス㈱袖ヶ浦基地見学。）では、リーダーシップを発揮できる女性を育成するため、研修生の参画のもと研修を企画・実施した。 ○ブーケ祭りでは、共催する「中央区ブーケ祭り実行委員会（参加団体で構成）」が企画した、展示、ワークショップ、発表の広場等、魅力あふれるさまざまな催しにより、多くの区民が訪れた。 ○女性センターの活用を促すため開催した「ひな祭りロビーコンサート」には、8団体が参加し、約70人が来場し、認知度の向上に努めた。
施策の目的達成に向けての課題		○女性センター「ブーケ21」は認知度が横ばいであることと合わせて、男性の利用が少ないことや研修室等施設の利用率が低いため、区のおしらせや、女性センターホームページ等を活用し、女性センターの周知に引き続き努める必要がある。 ○各種講演会、講座等の受講者等が、ブーケ祭りなどの女性センターのさまざまな事業に参画できるような取組が必要である。

4　今後の方向性

○女性センター「ブーケ21」がさまざまな活動を通じて多くの人々に認知されるとともに、男女共同参画を推進する団体が交流できる拠点として活用されるよう、引き続きブーケ祭りを「中央区ブーケ祭り実行委員会」と「中央区」で共催するなど、区民へのさらなる周知や団体の支援を検討していく。
○各種講座・講演会の受講者に対して、事業協力スタッフ養成講座を受講するよう勧奨していく。特に、育児中の保護者社会参加応援事業「ほっと一息わたしの時間」への参加者に対しては積極的な働きかけを行っていく。また、事業協力スタッフ養成講座修了者には、事業協力スタッフとして登録を促していくとともに、女性センター事業の企画や運営に関わるなどより多くの活躍の場をつくっていく。
○女性センター「ブーケ21」が男女共同参画社会づくりの拠点として、男性にも多く利用してもらえるよう、より効果的な広報活動を検討するとともに、「中央区イクメン講座」などの男性が参加できる講座等の充実を図っていく。
○今後、桜川公園を含めた「出会い・発見・交流の舞台として、人々がふれあえる広場・空間」として一体的な整備を行う「桜川ふれあいパーク（仮称）」の中にある、本の森ちゅうおう（仮称）や桜川敬老館等複合施設を拠点として活動する団体や区民と連携し実施する事業を検討していく。